小値賀町議会第一回定例会　（第二日目）

一、出　席　議　員　　十　二　名

一番	加山雅徳
二番	土川重佳
三番	小辻隆治郎
四番	浦英明
五番	末永一朗
六番	松永勇治
七番	岩坪義光
八番	伊藤忠之
九番	横山弘蔵
十番	立石隆教
十一番	黒崎政美
十二番	近藤一輝

二、欠席議員　　なし

三、地方自治法第百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	山田憲道
助役	三浦清敏
収入役	神川清
教育長	巖充也
総務課長	大黒泰三
住民課長	谷良一
農林課長	松本充司
水産商工課長	筒井英敏
建設課長	中村敏章
税務課長	西村久之
診療所事務長	吉元勝信
空港管理事務所長	平野久之
教育次長	西浩三
農業委員会事務局長	福田等
保育所長	松永一誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長　升水裕司
議会事務局書記　松永清美

五、議事日程

別紙のとおりである。

議　事　日　程

小値賀町議会第一回定例会
平成十七年三月九日（水曜日）　午前九時二十八分　開　議

第　一　会議録署名議員指名（末永一朗議員・松永勇治議員）
第　二　議案第一八号　平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）
第　三　議案第一九号　平成十六年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）
第　四　議案第二〇号　平成十六年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）
第　五　議案第二一号　平成十六年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）
第　六　議案第二二号　平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）
第　七　議案第二三号　平成十六年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）
第　八　議案第二四号　平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）
第　九　議案第三三号　工事請負契約の変更について（野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備工事）
第　十　報告第一号　議会のあり方検討特別委員会報告
第十一　議案第二五号　平成十七年度小値賀町一般会計予算
第十二　議案第二六号　平成十七年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
第十三　議案第二七号　平成十七年度小値賀町老人保健事業特別会計予算
第十四　議案第二八号　平成十七年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
第十五　議案第二九号　平成十七年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
第十六　議案第三〇号　平成十七年度小値賀町下水道事業特別会計予算
第十七　議案第三一号　平成十七年度小値賀町渡船事業特別会計予算

第十八

議案第三二号　平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算

午前九時二十八分開議

議長（近藤一輝）　おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、五番・末永一朗議員、六番・松永勇治議員を指名します。

日程第二、議案第一八号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（大黒泰三）　議案第一八号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）についてご説明いたします。

この度の予算補正は、最終補正でございますので計数の整理のため各節の増減、また各建設事業の入札執行等に伴う事業費の変更、国県補助金の調整、地方債の減額、事務事業の増減等、それぞれ補正の必要が生じたものでございます。

既定の第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、歳入歳出それぞれ六千百万円を減額し、補正後の総額を三十億八千百五十万円にいたしております。

第二条「繰越明許費」は、第二表のとおり、「小値賀漁港高度利用促進事業負担金」は、事業箇所が漁協前の浮桟橋の補修工事であり、イサキ漁の盛漁期や年末の浮桟橋の利用を考慮し、年明け以降の工事発注となったことにより、事業の年度内完了が困難であると考え、翌年度へ繰り越すものでございます。

第三条「地方債補正」は、第三表のとおり、前方漁港地域水産物供給基盤整備事業など、漁港関係事業の入札執行による事業費の変更による地方債の減額でございます。

それでは、補正予算の内容について、事項別明細書十一頁の歳入より、ご説明いたします。

九款、一項・地方交付税の五千三百四十六万四千円の増額は、普通交付税の追加交付分三百四十六万四千円と、特別交付

税五千万円を見込計上しております。
十一款・分担金及び負担金、二項・負担金で十一万七千円の減額。
十二款・使用料及び手数料、一項・使用料で六十四万二千円の減額、二項・手数料で四十万円の増額。
十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金で三百八十九万五千円の減額は、一目・民生費国庫負担金で、身体障害者保護費負担金・知的障害者援護施設支援費負担金の減額が主なものでございます。二項・国庫補助金で二百十一万二千円の増額は、一目・民生費国庫補助金で、在宅心身障害者福祉対策補助金の増額が主なものでございます。
十四款・県支出金、一項・県負担金百九十五万七千円の減額は、一目・総務費県負担金で、権限移譲交付金のうち県管理漁港施設使用料の減収、二目・民生費県負担金で知的障害者援護施設支援費の減額が主なものでございます。二項・県補助金で三千二百二万六千円の減額は、四目・農林水産業費県補助金で、農業費補助金の、ながさき「食と農」支援事業費で事業量の減と入札執行残で七百六十二万三千円の減でございます。また、水産業費補助金の減額は、漁港関係事業に係る入札執行残と事業量の減によるものでございます。三項・委託金四十八万三千円は、一目・総務費委託金で、参議院議員通常選挙の期日前投票所経費が追加交付されております。
十六款、一項・寄付金二百四万三千円の増額は、各節のとおり香典返し等の寄付金を計上しております。
十七款・繰入金、一項・基金繰入金六千五百五十六万円の減額は、特別交付税の計上や、歳出の減額により今後の収支見込額を勘案し、基金に繰り戻すものでございます。また、家畜導入事業資金供給事業基金繰入金は、導入牛の減による減額を計上しております。
十九款・諸収入、四項・雑入で八十九万五千円は、主なものとして県道拡幅工事に伴う井戸移転補償費の二百二十万七千円の増額と、県営漁港施設使用料百六十八万円の減額でございます。
二十款、一項・町債一千六百二十万円の減額は、漁港関係事業費の変更と入札執行によるものでございます。
次に歳出を申し上げます。
一款、一項・議会費で二十五万一千円の減額。その中で共済組合負担金が増額になっておりますが、これは十二月期末手当分で負担率の改正があり、その追加分を計上しております。この後、各項目でも計上しております。
二款・総務費、一項・総務管理費六十五万九千円の増額は、一目・一般管理費で需用費の消耗品費・光熱水費の減額、役

務費で職員健康診断料の減額、委託料として交換手業務委託料の減額、総合行政ネットワークの保守点検委託料の減額等が主なものでございます。二目・文書広報費の減額は、町例規集追録代とその他の加除追録代を計上しております。四目・財産管理費の増額は、汲取手数料と町有建物共済保険料の不足分でございます。五目・企画費の減額は、アイランダー二〇〇四の参加者の減による旅費の費用弁償と、冷蔵ケース等の借上料の減額、七目・空港費で、離島航空路線確保対策緊急対策補助金の確定による追加計上と、小値賀空港ターミナルビル運営補助金の減額を計上しております。十目・ふるさと創生事業費は郷土食文化活用支援事業補助金の事業費の精算による減額をしております。二項・徴税費二万円の増額、三項・戸籍住民基本台帳費八十三万七千円の減額、四項・選挙費七十万八千円減額は、参議院議員選挙執行経費の精算による減額、五項・統計調査費八十八万五千円減額は、二目・国土調査費で伐採作業賃金の減額、事業量の変更と入札執行による委託料の減額が主なものでございます。六項・監査委員費で、三十一万三千円を減額しております。

三款・民生費、一項・社会福祉費で一千九百三十六万九千円の増額は、一目・社会福祉総務費で国保特別会計繰出金で、保険税軽減世帯の増加による百八十四万八千円の増額、また老人保健特別会計繰出金二千六百九十五万七千円の増額は、これまでの実績により医療費の伸びを勘案し、医療費負担分と医療費調整分の増額、介護保険特別会計繰出金二百六万八千円の減額は、介護給付費で、利用者負担軽減措置において利用者の減少によるものでございます。三目・老人福祉費の減額は、委託料で、生きがい活動支援事業の利用者の減と、配食サービス事業において配食数の減によるものでございます。四目・身体障害者福祉費の減額は、各支援費の見込みによるものでございます。二項・児童福祉費で九十二万円減額は、一目・児童福祉総務費の委託料は、地域行動計画策定業務を委託するように予算化しておりましたが、町独自で策定したため、全額を落としております。また扶助費は、児童手当支給対象者の変更によるものでございます。

四款・衛生費、一項・保健衛生費二百四十五万五千円の減額は、一目・保健衛生総務費で旅費の減額、二目・予防費でワクチン代の減額、三目・環境衛生費で海岸清掃賃金の減額、四目・健康増進費で健康審査事業費の減額が主でございます。二項・清掃費六百八万三千円の減額は、一目・塵芥処理費で賃金とスクラップ処理委託料等の減額によるものでございます。

五款・農林水産業費、一項・農業費一千四百七万七千円の減額は、各事業の事業費の確定による減額を行っていますが、主なものとして三目・農業振興費で集落営農担い手支援事業の減額、四目・畜産業費で家畜導入事業資金供給事業補助金の減額、若雌牛群レベルアップ事業費補助金の減額、肉用牛振興ビジョン21対策事業補助金は、補助対象事業の変更による減

額、五目・農地費で、県営小値賀地区担い手畑地帯総合整備事業借入金元利償還金の増額は、受益者の繰上償還に係る補助金を計上しております。二項・林業費九十四万九千円の減額は、松くい虫防除の樹幹注入経費でございます。三項・水産業費四千七百六十九万三千円の減額は、四目・漁港管理費で係船料の減額と小値賀漁港桟橋修理に係る補助金の計上、五目・漁港建設費で、各漁港事業の事業変更と入札執行による減額が主なものでございます。

六款、一項・商工費で十六万七千円を増額しております。

七款・土木費、一項・土木管理費百一万四千円の増額、二項・道路橋梁費で二百三十万円の増額でございます。

八款、一項・消防費二百十六万二千円の減額は、消防団員の中途退団による団員報酬の減と、広域消防事務委託負担金の確定による減額計上です。

九款・教育費、一項・教育総務費で二十三万二千円の増額、二項・小値賀小学校費で四万五千円の減額、三項・斑小学校費は財源振替でございます。四項・小値賀中学校費で八十二万円の減額、七項・社会教育費で二百六十八万一千円の減額、八項・保健体育費で三十万円を減額しております。

十款・災害復旧費、一項・農林水産施設災害復旧費で、三百八十六万七千円の減額でございます。

十一款、一項・公債費百八十二万五千円減額は、二目・利子で十五年度起債見込額に対する十六年度利息支払分と、一時借入金利息を計上しております。

十二款・諸支出金、二項・特別会計繰出金で渡船事業特別会計繰出金を二百二十万円計上しております。

十三款・予備費を九万円減額いたしました。

以上で、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）に係る予算の概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第九款・地方交付税

六番（松永勇治）　地方交付税につきましては、これは普通交付税は確定の額だと思いますが、昨年より八千五百九十三万

松 永 議 員

四千円、四・六七％減額になっとりますけれども、特交がですね、今回、五千万組まれまして七千万円になっております。昨年が一億三千二百四万一千円ということでございまして、第一回の交付からまだ確定で通知がきていないから上げられとらんと思いますけれども、去年と比べてどのくらいの見込みを立てられているか判っておりましたらお願いいたします。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　今回の特別交付税の補正ですけど、各地区によっていろんな豪雨災害かれこれがありまして、今、県から示されております本年度の交付税というのが前年度約三〇％は下がるだろうということで報告をもらっております。

それで、うちの方もちょっとぎりぎりまではもっていけないということで、約、昨年度の四七％ぐらいの形で計上しております。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　特別交付税につきましては、昨年の一億三千二百万から三〇％程度下がるということになると、約四千万ぐらい下がるというようなことが予想されるわけですね…。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　お答えします。

今、三〇％下がったということですけど、それは県が言っております三〇％で計算した分でございまして、うちの今回の予算については四七％減で計上しております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十一款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十四款・県支出金

八番（伊藤忠之）　一節の、農業費補助金についてお伺いいたします。　伊藤議員

この三千四百万の減額の大きな中で、ながさき「食と農」支援事業が約七百万ぐらい減額になっております。これは当初、三項目だったですかね？四項目だったですかね？事業名がありまして、その中でのどの事業名が減額になったのかの説明と、それから下の方の、野菜産地復旧緊急対策事業費補助金三百六十万のご説明をお願いします。

議長（近藤一輝）　農林課長

農林課長（松本充司）　お答えいたします。

ながさき「食と農」支援事業費につきましては、事業項目が四項目ございまして、事業項目の中で、集落営農担い手支援事業、これは実エンドウのハウスの整備関係の事業ですけど、これが五百六十三万五千円減額。これは事業量の減と入札執行残です。

それから担い手公社の機械格納庫、それから農業機械関係なんですけど、事業名は集落営農担い手支援事業と言いますけど、これが事業量の減と入札残で百六十三万三千円。それからアグリフレッシャーズ支援事業、これは担い手公社の研修、卒業生のハウス施設関係の整備なんですけど、これが五十三万八千円の減額ということで、入札執行残の減額です。

それと、これと別に市場流通型対応強化支援事業ということで、実エンドウのハウスと一緒に機械の購入を予定しておりましたけども、この市場流通型対応強化支援事業という事業がつきまして、これはラガーと言いまして、ハウスで土を固めたものに空気を送る機械でありまして、これがこの市場流通型対応強化支援事業ということで、補助率が三分の一あったものが五分の二になるということで、これに切り替えまして、これが十八万三千円の増額ということで、合わせて七百六十二万三千円の減額というふうになります。

次に、野菜産地復旧緊急対策事業費補助金ですけども、これにつきましては、昨年、相次ぐ台風で野菜産地に大きな被害を受けたわけですけど、生産供給体制を早急に再生産ができるような可能な水準へと回復させ、国際競争に打ち勝つ災害に強い産地作りを推進しようということで、国が災害関連の補正で計上されてできた事業でありまして、当初におきましては、このブロッコリーがですね、この対象になるということで、今回、この補正に計上させていただいておりますけども、事業内容としましては、させぼ農協管内でですね、ブロッコリー生産、事業主体はさせぼ農協管内の、ブロッコリー連絡協議会

というのが事業主体であります。
　そしてそのうち、管内でブロッコリーを生産している農家が二百十九戸で、三十九・五ヘクタールほどありますけど、そのうち、この事業で実施するものが小値賀町の場合は、二十六戸で八・七ヘクタールが該当するということであります。
　内容につきましては、ブロッコリー用の防風ネットということで、防風ネットと、べたかけ資材ということで、ブロッコリーの苗の上に風で揺らがないようにですね、保護するというものがこの事業の対象であります。
　それで、小値賀だけでなくて、させぼ農協管内のブロッコリー農家が事業主体なんですけども、小値賀町が全体のもう六〇％近くを占めるということで、小値賀町が中間事業主体としてですね、小値賀町を通じて農協管内のブロッコリー生産協議会の方にこの経費が行くというふうな形になっております。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第十六款・寄　附　金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第十七款・繰　入　金
八番（伊藤忠之）　二目の、家畜導入事業費の中で、総務課長が説明になられましたけども、導入牛の減ということで説明がありましたけども、何頭ぐらい減っているんでしょうかね、お願いします。
議長（近藤一輝）　農 林 課 長
農林課長（松本充司）　お答えいたします。
　家畜導入事業資金供給事業の繰入金につきましては、国・県から九万二千円の家畜導入事業の補助金がきます。これをこの基金に繰り入れるわけですけど、九万二千円の五頭分の減であります。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第十九款・諸　収　入
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

伊 藤 議 員

議長（近藤一輝）　第二十款・町　　債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・議　会　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・総　務　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・民　生　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・衛　生　費

一番（加山雅徳）　二項の、塵芥処理費のところですが、十三節の、スクラップ処理委託料について先ほどご説明ありましたが、これは今年一月一日からの自動車リサイクル法ですか、あの関係で減額になったんじゃないかと思いますが、そこら辺のご説明をお願いいたします。

議長（近藤一輝）　住民課長

住民課長（谷　良一）　ご説明いたします。

自動車リサイクル法は関係はありません。前回も説明したと思いますが、業者を四社ほど指名しまして入札を行いました。その入札の結果、こういうふうな減額になったための減額でございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

一番（加山雅徳）　そしたら、今後の、この車関係はどうされるんですか？

議長（近藤一輝）　住民課長

住民課長（谷　良一）　十七年の一月一日から自動車リサイクル法が始まりますので、自動車に関しましてはあそこの西目の処理場には搬入はしないことになります。

と言うのは、業者の方が引き取って、例えば、車検の時にですね、そういうふうな処理料をいただいて、そういうことで

業者の方がやるようになります。ですから、うちは関係ありません。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

六番（松永勇治）　ただいまの加山議員の関連質問ですけれども、七百万からですね、四百八十三万を引くと二百十七万ですよね、委託料がですね・・・。

　そうした場合に余りにも見込額の七百万とですね、入札の結果こうなったんでしょうけれども、当初の見積りっちいうのが多く見積もっていたのか。

　それとも、余り差があるもんですから、ほんとの仕事ができているじゃろかと思ってお尋ねしますけれども・・・。

議長（近藤一輝）　住民課長

住民課長（谷　良一）　予算計上はずっと七百万でしておりまして、まあ見積もりをしたらこんなに安くなったというのが本当なんですけど、考えられますことは、中国の方が今とっても、何て言いますか、繁栄しておりまして、そういうとこで中国の方にこういうスクラップのようなものを送って安く見積りができたんじゃないかと思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・農林水産業費

九番（横山弘蔵）　二項、一目のですね、十三節。カラス捕獲小屋管理運営委託料二十六万五千円が減額になっております。これはもうカラス捕獲の小屋がですね、設置してから何年かになると思いますけども、なぜ二十六万五千円減額になったか。カラスが減ったのか、小屋が壊れたのかですね、その辺のご説明をお願いします。

議長（近藤一輝）　農林課長

農林課長（松本充司）　お答えいたします。

　カラス捕獲小屋につきましては、平成十一年度に捕獲小屋を製作しまして、カラスの捕獲を行なっておりますけども、実は西目の下水道の最終処分場の北側の方に小屋を置いていたわけですけど、工事に際しまして工事の邪魔になるということで、処分場の一番北側の端に移動したわけですけど、場所が距離にして約五十メートル近く移動してるわけですね、そうした場合、入りが悪くなったというふうなことで、今年から烏山さんにこのカラス捕獲小屋の餌とか、入った小屋の処理とか、

そういったものをお願いしとったわけですけど、ずっと毎月報告をしてもらうわけですが、今年度は九月までのうちに五羽しか入らなかったというふうなことで、これは原因はさっき言いますように場所が変わったということが大きな原因じゃないかということで、工事がもう終わったもんですから、元の位置に返そうということで、ユニックで吊り上げてもっていくようにしたんですけど、十一年から五年経過してですね、支柱とか何とかが少し傷んでおりまして、ユニックでそのまま吊ることはもう崩れてしまうというふうな状況になったもんですから、ちょっと補修をしなきゃいけないということで、今年度はちょっと契約は九月までで、後期分は契約しませんというようなことで減額をさせていただきました。

また、新たに今補修をするようにしておりますので、補修をしてまた元の位置に戻して、十七年度からまた始めたいというふうに思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第六款・商　工　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第七款・土　木　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第八款・消　防　費

六番（松永勇治）　一目・非常備消防費、十九節・負担金、補助及び交付金、広域消防事務委託負担金ですね。これは交付税措置がなされておると思いますけれども、現在、五千百三十五万一千円の委託金の計上でございますから、百五十二万八千円今回引かれておりますけれども、これに対する交付税措置がどのくらいあるのか、お尋ねいたします。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　手元に資料がございませんので、後ほど報告します。

議長（近藤一輝）　消防費、ほかに質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

―休憩　午前十時四分―

―再開　午前　十時　十九分―

議長（近藤一輝）　再開します。

総務課長（大黒泰三）　先ほどの答弁を保留しておりましたので、お答えいたします。

消防費については、基準財政需要額八千百九十七万二千円でございますけど、広域消防に係る分が三千二百八十一万円でございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第九款・教　育　費

七番（岩坪義光）　岩坪議員

四項の、二目、中体連・新人戦出場費補助百十二万ばっかり減額になっておりますけど、これは町外の出場が少なくなったっちゅうことで減額しておるわけですかね…。

議長（近藤一輝）　教育次長

教育次長（西　浩三）　お答えいたします。

議員さんが言われるようなことではなくてですね、対外試合に行きますと、一泊する場合とか二泊する場合があるわけですけども、今年度たまたまあんまり上まで行かずにですね、滞在費が要らなかったというふうに聞いております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

十番（立石隆教）　立石議員

一項、二目の事務局費のところで、備品購入費にウィルス対策ソフト購入費。

細かいことで恐縮ですが、小値賀ネットというのはファイアオールがあるんでちょっと解せないもんですから、また別の観点からのやつかなあと思うんです。ちょっと説明をして下さい。

議長（近藤一輝）　教育次長

教育次長（西　浩三）　この備品ですけども、これは品物はですね、ウィルスバスターの『エディケーションパック』という教育関係用のソフト一式でございまして、これは中学校のパソコン室のパソコンから事務用のパソコンまで全部一式で買うようなことになってるそうでございまして、一年間分の費用ということを聞いております。勿論、役場にもあるわけですけども、それとは別に購入の必要があるということでございます。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　じゃあ確認しておきますが、これは小値賀小学校・中学校・斑小学校にすべてということですね？

議長（近藤一輝）　教育次長

教育次長（西　浩三）　教育関係すべてと、そういうことでございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十款・災害復旧費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十一款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

六番（松永勇治）　この本補正予算を見ますとですね、各款それぞれ事業及び事務事業に係るですね、補助金、委託料が減額されているのが、まあちょっとの端数ぐらいならいいんですけども、多くの減額されたものがあります。

そういうことはですね、その事務事業が終われば実績が出てくるわけですから、必ずしもこの三月の補正でなくてもですね、そういうに早く判ったものについてはですね、最終予算でなく、途中で予算調整してですね、国庫補助、県補助の伴ったものもございますけれども、その中には一般財源も幾らか含まれとるわけですけど、そういうなものを有効活用にするようにですね、予算のそういうふうな早く判ったものについては早く調整して他の事務事業に充てると。まあ無理して充てる必要はありませんけれども、財源が無い財源が無いと言う中でですね、有効活用してほしいと思うんですけれども、その辺如何お考えでしょうか。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

十二月の議会の折では判らない点がたくさんあると思うんですが、どういうことを指しているのか、ちょっと私は判りません。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　「判りません。」では困るんですけどね…。

当初予算を組んでですよ、その事務事業の中ではですね、早く判る分があるわけですね。各委託金とか、各方面にやる補助金とか、そのいろいろな事務事業の中でですね。それが年に四回定例会があって補正もできるし、「十二月までは判りません。」っちいうことじゃなくて、判った分について私は「どれどれをしなさい。」と言ってるわけじゃないんですよ。有効活用するために、こんな減額がですね、最終予算で出されるとですね、これはちょっと何かしようかなと思った事業も止めておるわけですから、止めておるかどうか知りませんけれど…。とにかく有効活用するために早く判った分については早く予算調整をしてですね、補正をしていただくと。

そしてその余ったある程度の国とか県とかですね、特定財源を含んだものが事務事業の中には多いんですけれども、その中には僅かでも一般財源も幾らか充当されてとるということでございますので、そういう面でですね、町長がそういうふうに向きになって言うことはないんですよ。

そういう考えはもっておられますかっちいうことを尋ねてとるわけですから、「十二月までは判りません。」とかいうことじゃなくてですね、そういうふうなことで処理していただけませんかということをお願いしているわけです。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午前十時二十九分―

―再開　午前十時三十三分―

議長（近藤一輝）　再開します。

町長（山田憲道）　お答えいたします。

早くですね、判った分はやっていると思っておりますが、今後ですね、よく精査して速やかに落とす分はですね、落とす

ということでご理解いただければと思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

次に、第二表『繰越明許費』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

次に、第三表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一八号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第一八号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（近藤一輝）　起立全員です。

したがって、議案第一八号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第一九号、平成十六年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（谷　良一）　議案第一九号、平成十六年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、歳入歳出それぞれ二千三百四十九万九千円を追加し、予算総額を四億七千五百三十九万五千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

九頁をお開き下さい。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分九十二万七千円の減。二節・介護納付金分現年課税分二十三万一千円の増。三節・医療給付費分滞納繰越分五十万円の減。四節・介護納付金分滞納繰越分五万円の減。二目・退職被保険者等国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分百七十二万八千円の増。それぞれ十六年度の収納予定額を見込んでおります。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金、一節・現年度分百二十三万七千円の減。三月から十月までの実績により、推計・申請するものでございまして、約四〇％が交付されるものでございます。三目、一節・高額医療費共同事業負担金五万八千円の減。これは、国保連合会からの拠出額確定通知書による減額でございます。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金、一節・普通調整交付金一千百八十二万五千円の増。普通調整交付金は、医療供給体制の整備状況や産業構造等の相違によって、医療費や所得に差異があり、市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるものですが、その実績に基づいた増額となっております。二節・特別調整交付金一千四百四十万九千円の増。「精神病に係る療養給付費が多額であること」に対する特別調整交付金が交付されることが主な要因でございます。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分四百三十二万七千円の増。退職被保険者に係る保険給付費の三月から十二月までの実績を基に年間分を推計し交付されるもので、医療費が当初見込みより上がっていることによる増額でございます。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目、一節・高額医療費共同事業負担金五万八千円の減。第三款・国庫支出金の高額医療費共同事業負担金と同様、国保連合会からの拠出額確定通知書による減額でございます。

第六款・共同事業交付金五百九十万一千円の増。一般被保険者の十二月から十一月までの、一件当たり七十万円以上の高額医療費を対象に交付されるもので、実績による増額となっております。

第七款・財産収入、一項・財産運用収入、一目、一節・利子及び配当金七万五千円の減。財政調整基金の利子分でございまして、実績見込みによる減額でございます。

第八款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金、一節・保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)百三十万九千円の増。低所得者に対する国保税軽減額を、国・県・町が補てんするもので、七・五・二割軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れることになっており、実績に基づく額になっております。二節・保険基盤安定繰入金(保険者支援分)五十三万九千円の増。低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減する制度でございまして、一般会計から国保特別会計に繰り入れることになっており、実績に基づく額になっております。二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金一千三百八十八万八千円の減。医療費が上がり財源不足を予想しておりましたが、財政調整交付金が多く交付される見込みでございますので、それによる減額でございます。

第十款・諸収入、二項、一目、一節・雑入二万三千円の増。国民健康保険無資格者が、保険証を使用しておりましたので、町負担分を返還金として徴収したものでございます。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、九節・旅費九万二千円の減。十一節・需用費十六万三千円の減。実績見込によるものでございます。十三節・委託料五万六千円の減。法改正に伴うシステム改修委託料が減額されたことによるものでございます。三項、一目・運営協議会費、九節・旅費二万四千円の減。国民健康保険運営協議会の旅費の実績見込による減額でございます。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費四千二百十七万一千円の増。二目・退職被保険者等療養給付費五百七十万円の増は、三月から十二月診療分の実績を基に二月診療分までの医療費をそれぞれ推計しております。三目・一般被保険者療養費九万六千円の減。コルセット等の現金給付分でございまして、当初、コルセット二十件、施術八十五件を見込んでおりましたが、コルセット九件、施術が八十件になる見込による減額でございます。四目・退職被保険者等療養費三万円の増。当初、コルセットゼロ件、施術二十五件を見込んでおりましたが、コルセット三件、施術が二十五件になる見込による増額でございます。五目・審査支払手数料六万四千円の増。国保連合会によるレセプト処理の手数料で、三月までの実績を推計しております。二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費三百三十万円の増。二目・退職被保険者等高額療養費二十五万円の増。今年度四月から二月までの支給実績を基に三月支給分までを推計しております。三項・移送費、一目・一般被保険者移送費八万一千円の減。重病等のため、島外の医療機関に瀬渡船等で移送する費用でございまして、当初佐世保五件を見込んでおりましたが、佐世保四件の見込みでございます。二目・退職被保険者等移送費七万円の減。当初佐世保一件を見込んでおりましたが、今年度ゼロ件の見込みでございます。五項・葬祭諸費、一目・葬祭費二十万円の増。当初四十件を見込んでおりましたが、十件増の五十件を見込んでおります。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金三千三十九万七千円の減。二目・老人保健事務費拠出金二十九万五千円の減は、いずれも前々年度の老人医療費及び国保加入者数等が算出の基礎となるもので、これらの確定によるものでございます。

第四款、一項、一目・介護納付金二十六万六千円の減。これにつきましても、前々年度の介護納付金額が算出の基礎となるもので、これの確定によるものでございます。

第五款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金二十三万二千円の減。国保連合会からの拠出額確定通知書による減額でございます。

第六款、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費は、財源の組み替えでございます。二項・健康管理センター事業費、二目・保健指導事業費、七節・賃金九万八千円の増。十一節・需用費九万八千円の減は、いずれも国保連合会補助の、家庭血圧測定によるものでございます。

第七款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金七万五千円の減。歳入・第七款でご説明申し上げました財政調整

基金の利子の減額によるものでございます。
第九款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金、三目・一般被保険者保険税還付金五万一千円の増は、前年度国民健康保険税の還付が生じたことによるものでございます。三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金三百五十八万円の増。歳入・第三款の特別調整交付金「へき地診療所運営費」分を全額診療所特別会計に繰り出すものでございまして、それの増額によるものでございます。
以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。
議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。
第一款・国民健康保険税
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第三款・国庫支出金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第四款・療養給付費交付金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第五款・県支出金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第六款・共同事業交付金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第七款・財産収入
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第八款・繰入金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十款・諸　収　入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・総　務　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・老人保健拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・介護納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・共同事業拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第六款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第七款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第九款・諸 支 出 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第一九号、平成十六年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第一九号、平成十六年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第二〇号、平成十六年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
住民課長（谷　良一）　議案第二〇号、平成十六年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。
この度の補正は、既定の歳入予算の費目間の増減によるものでございます。
それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、順次ご説明いたします。
七頁をお開き下さい。
第一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金、一節・現年度分八百二十万六千円の減。交付額は、支払基金が試算する医療費総額の約六〇％が交付されることになっており、医療費の試算につきましては、年度途中の実績を基に支払基金の計算方法で算出されます。交付額については支払基金による見込額をもとに見積計上いたしております。二目・審査支

払手数料交付金八万六千円の減額は、支払基金からの通知の「交付金所要額」によるものでございます。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金、一節・現年度分一千六百十八万五千円の減。国庫支出金は、国が試算する医療費総額の約二六％が交付されることになっております。交付額については過去三年間の実績等から、その額に対して九五％の交付率を見込んでおります。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金、一節・現年度分二百四十八万円の減。県支出金につきましても、第二款・国庫支出金と同じように、試算医療費総額の約七％が交付されることになっております。

第四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金二千六百九十五万七千円の増。歳入の、第一款、第二款、第三款でご説明申し上げましたとおり、各交付元の方で独自の方法で医療費を試算し、それに対して交付率を乗じて交付されます。町が見積もる歳出の医療費総額に対して、交付元が試算する医療費が低いため、交付される見込額で不足する分を一般会計から繰り入れるというものでございます。

なお、実際の医療費の実績により、支払基金・国費・県費とも次年度精算交付されることになり、その場合、平成十七年度補正予算に計上するかたちとなります。

歳出についてご説明いたします。

八頁をお開き下さい。

歳出は、歳入費目の増減による財源振替によるものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第二款・医療諸費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二〇号、平成十六年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第二〇号、平成十六年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第二一号、平成十六年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷　良一）　議案第二一号、平成十六年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。

この度の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ一千五十一万円を減額し、予算総額を三億一千六百六十四万円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

第一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号被保険者保険料九十四万円の減額は、一節・現年度分保険料で、当初は平成十四年の所得段階により算出しておりましたが、平成十五年の実績と三月までの見込みにより減額となったためであります。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金二百十七万三千円の減額は、一節・現年度分で、平成十六年三月から十一月までの保険給付費の実績等を基に国が推計した内示額による減額であります。二項・国庫補助金、一目・調整交付金五十七万一千円の減額は、調整交付金交付率八・四二％で交付決定になった額であり、歳出の介護給付費の減額により五十七万一千円の減額となります。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金百三十五万九千円の減額は、平成十六年三月から十一月までの保険給付費の実績等を基に県が推計した内示額による減額であります。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金三百三十九万九千円の減額は、平成十六年十一月までの保険給付費の実績等を基に社会保険支払基金が試算した内示額に基づき減額としております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金百三十六万六千円の減額は、平成十六年三月から十一月までの保険給付費の実績等を基に十六年度における年間の保険給付費総額を見込み、町負担金を算出し、減額としております。二目・その他一般会計繰入金七十万二千円の減額は、事務費分でありまして、歳出で出てまいりますが、低所得者特別対策事業費及び介護認定審査会費用等の減額が主なものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費三万円の減額ですが、その内容としまして、十九節・負担金、補助及び交付金の低所得者特別対策事業費分で、これは事業対象者数及び利用料の減による減額であります。三項、一目・介護認定審査会費二万七千円の減額は、十二節・役務費の通信運搬費で、ファックス使用料の減によるものであります。二目・認定調査等費十七万円の減額は、十二節・役務費で十万円の減、十三節・委託料で五万円の減であります。これは介護認定申請件数が、当初見込みに対して減になることに伴う主治医意見書作成手数料及び訪問調査委託料の減額であります。

第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費六百三十二万五千円の減額は、一月時点までの保険給付費の実績等を基に年度末までの介護サービス等諸費の総額を試算しましたところ、減額になるものであります。これは、社協において十六年四月より開始された日曜日の居宅介護サービスにより、介護給付費が増加することが見込まれましたが、その見込みより実際の介護サービスの量が下回ったためであります。また、施設介護サービス費が当初見込みに対し、死亡等による利用者の減のため、施設介護サービス給付費が減額になる見込みのためであります。二項、一目・支援サービス等諸費四百十六万二千円の減額は、給付対象者であります要支援者数の減に伴う、居宅サービス費等、利用料の減によるものであります。三項・その他諸費、一目・審査支払手数料一万五千円の増額は、介護保険給付費の支払いに係る審査件数の増による増額であります。四項・高額介護サービス等費、一目・高額介護サービス費の四十五万円の減額は、対象となる高額サービス費の件数及び費用の減によるものであります。

第五款、一項、一目・基金積立金、二十五節・積立金六十三万九千円の増額は、介護保険給付費準備基金への積立金であり、これは、平成十六年度の介護保険事業の事業実績見込を試算しますと、財源に余剰金が発生するため、基金へ積立するものであります。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・保　険　料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・県 支 出 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第六款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第七款・繰　入　金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・総　務　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二一号、平成十六年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第二一号、平成十六年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第二二号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長（中村敏章）　議案第二二号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、「第一表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ三百七十五万八千円を減額し、予算総額を五億一千八百五十二万三千円とするものでございます。

第二条は、四頁・第二表「繰越明許費」に示しますように三千七百万円を繰り越しております。

第三条は、第三表「地方債補正」に示しますとおり、九百五十万円減額補正し、二億百八十万円としております。

それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、七頁・歳入よりご説明いたします。

一款、一項、一目・使用料四百万円の増額は、笛吹地区下水道使用料の増額が主なものでございます。

三款、一項、一目百六十二万五千円の減額は、事業費の減額によるものでございます。

四款、一項、一目・一般会計繰入金を百万円追加補正し、補正後の一般会計繰入金を八千五百九十万円としております。

六款、一項、一目・雑入二百三十六万七千円の追加補正は、消費税還付金の確定によるものでございます。
七款、一項、一目・下水道事業債の九百五十万円の減額補正は、単独事業の見直しによるものでございます。
歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、三目・漁業集落排水管理費の減額補正は、斑地区漁業集落排水事業基本計画策定に係る委託費の入札執行残が主なものございます。
二款、一項、二目・農業集落排水事業費の補正は、浜津地区農業集落排水事業管路用地費の額の確定による、節間の調整でございます。
二款、一項、三目・公共下水道事業費の補正は、中村地区マンホールポンプ小屋の土地購入費の追加補正でございます。
三款、一項・公債費、二目・利子を百五万一千円追加補正し、二千四百七万九千円としております。
四款、一項、一目・予備費を十七万九千円減額し、補正後の、小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を五億一千八百五十二万三千円といたしました。
以上、提案理由のご説明をいたしました。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。
第一款・事業収入　　横山議員
九番（横山弘蔵）　歳入の、一目・使用料で笛吹地区の使用料が主なものということでありますけども、現在のところですね、何戸が接続して、そのパーセントが判ればですね、お知らせ願います。
議長（近藤一輝）　建設課長
建設課長（中村敏章）　お答えいたします。
笛吹地区が現在、百三十戸でございます。接続率はですね、二一％でございます。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第六款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第七款・町債

八番（伊藤忠之）　先ほど、課長のご説明の中で、九百五十万の減額補正が単独事業の見直しという説明を受けましたんですけども、その単独事業の見直しの内容を、ご説明をお願いします。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

笛吹公共下水道のですね、中村地区の一部単独含む部分をですね、合併浄化槽に替えようということで削除しております。その分が約一千万ございます。それの九五％でございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・施設整備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

次に、第二表『繰越明許費』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

次に、第三表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二二号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第二二号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第二三号、平成十六年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏）　議案第二三号、平成十六年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、運行経費の予算措置を行うもので、「第一表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ十万円を追加し、予算総額を六千五百九十万円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容を説明書事項別明細書により、七頁・歳入よりご説明いたします。

一款・渡船事業収入、一項・はまゆう営業収入三十三万九千円減額、二項・さいかい営業収入三十四万二千円を減額いたしましたが、減額の主な要因は、診療所の往診による利用者の減少と夏の台風による帰省客の減少によるものでございます。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金二百二十万円の増額は、渡船事業費の財源不足のため、一般会計から繰り入れにより計上いたしました。

五款・繰越金、一項・繰越金は、前年度繰越金として百四十九万一千円を減額し、繰越金総額を百五十八万一千円といたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

一款・渡船事業費、一項・渡船管理費、一目・渡船総務費、四節・共済費二万四千円の増額は、十六年度共済負担率の改正による増額、以下、はまゆう運航費から共済費の補正につきましては、同様でございますので説明を省略させていただきます。二目・はまゆう運航費、十一節・需用費四十万円の増額は、下水道工事増加分十三万五千円、はまゆうサーチライト塩害による腐食故障による二基交換二十四万円が主なものでございます。十二節・役務費一万二千円の増額は、下水道接続までの離島待合所便所汲取料でございます。三目・さいかい運航費、十一節・需用費三万三千円の増額。

三款・予備費につきましては、四十四万円を減額し、予備費総額を十一万円といたしております。

以上、提案理由をご説明いたしました。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。
第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。
第一款・渡船事業収入
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第四款・繰　入　金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第五款・繰　越　金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　歳出に移ります。
第一款・渡船事業費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　第三款・予　備　費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第二三号、平成十六年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第二三号、平成十六年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第二四号、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
診療所事務長（吉元勝信）　議案第二四号、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）の提案理由、並びに内容を説明いたします。
この度の予算補正は、診療収入の全体的な見直し及び看護師分の給与減額、並びに医薬品等購入費の増額等が主なものでございます。
第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ八百七十八万円を増額し、補正後の総額を四億五千九百九十九万四千円とするものでございます。
それでは、説明書事項別明細書の七頁より、補正予算の概要を説明いたします。
歳入では、一款・診療収入は、一項・入院収入で、一目・国民健康保険診療収入を二百六十万円増額、二目・社会保険診療報酬収入を五十万円減額、五目・その他診療報酬収入を百万円減額いたしております。また、二項・外来収入で、一目・国民健康保険診療報酬収入を四百万円増額、二目・社会保険診療報酬収入を百万円増額、三目・老人保健診療報酬収入で三百万円増額、四目・一部負担金で百万円増額、五目・その他診療報酬収入を四百万円減額いたし、診療収入全体では六百十万円増額し、三億六千三百八万六千円と見込みました。これらは、十二月までの実績と、一月から三月分の推計を行っておりますが、十二月からの入院の増加に加え、整形外科や血圧循環器科の特殊外来の定着や一月から一昨年ほどではありませんが、風邪やインフルエンザ等の流行の要因を加味して算定を行っております。

二款・使用料及び手数料は、一項・使用料、一目・施設使用料を二十万円減額、二項・手数料、一目・文書料七十万円減額でございます。これは、介護保険主治医意見書作成件数、並びに各種診断書の減等が主な要因でございます。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金の三百五十八万円の増額は、国民健康保険調整交付金のへき地直営診療所運営分が基準額の変更のために二十五万二千円減額、また同交付金の特別調整交付金分が補正二号予算で急遽購入いたしました、医事用コンピュータの経費が電子レセプト化等直営診療所運営の合理化等の条項に該当したために、全額補助対象となりましたので、その分三百八十三万二千円の増額でございます。現在、磁気レセプトの確認作業が終了し、二月分レセプトから本格的な電子化を行っております。

次に、歳出では、一款・総務費、一項・施設管理費、一目・一般管理費三百九十二万五千円減額は、人件費分で二百二万五千円の減額ですが、中途から看護師一名が退職した分が主な要因でございます。その他に、七節・賃金を二十万円減額、八節・報償費は、支援センター等からの日曜当番医招聘が予定より少なかったために百五十万円減額、十三節・委託料は、業務委託分を五十万円減額、十四節・使用料及び手数料は、整形外科特殊外来の受診者が多く、朝からの診療が必要となったために毎回船舶の借上分の増額をいたしました。

二款、一項・医業費は、一目・医業用機械器具費で、医療用機械修繕が予想を越える見込みですので、三月までの分として百万円を追加、また、二目・医薬品衛生材料費で、十一節・需用費一千二百万円の増額計上は、医薬品購入費の上昇分で、診療収入の増加に比例して経費も上昇しておりまして今回追加をいたしております。二項・給食費、一目・給食費は、入院患者が十二月から急増のため、給食の賄い材料費として十万円を追加いたしました。これにより、二款・医業費の補正後の総額を二億三千七百八十九万一千円といたしております。

四款、一項、一目・予備費は、三十九万五千円減額し、予備費総額を五百三十二万円にいたしました。

以上、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）に係る概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診療収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第六款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・医業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
これから、議案第二四号、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第二四号、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第三三号、工事請負契約の変更についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
水産商工課長
水産商工課長（筒井英敏）　議案第三三号についてご説明いたします。
野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備工事の工事請負契約変更については、地方自治法第九十六条第一項第五号、並びに小値賀町の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案を提案するものでございます。
その内容についてご説明いたします。
本工事の現契約金額は、一億二千六百万円でありますが、安全灯一基を追加し設計変更し、六十五万一千円を増額し、契約金額を一億二千六百六十五万一千円に変更しようとするものでございます。
なお、現在の工事は予定どおりの進捗状況でございます。
以上、提案理由をご説明申し上げました。
ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。
議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三三号、工事請負契約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第三三号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

―休憩　午前十一時三十四分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午後一時二十九分―

日程第十、報告第一号、議会のあり方検討特別委員会報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

十番（立石隆教）　小値賀町議会会議規則第四十一条の規定により、議会のあり方検討特別委員会の報告を行います。

本特別委員会は、これからの自己決定、自己責任の地方分権時代において、議会の果たす役割が大きくなること、そして

議会のあり方検討特別委員会委員長

自律を選択した小値賀町にとって議会は従来以上に政策立案機能を果たす必要があることなど、議会の役割の重要性を再確認し、自らを改革していく必要があると判断して、「議員定数の問題」、「議員報酬の問題」、「議会の活性化について」検討することを目的に平成十六年九月の定例会において設置されました。以来、五回の委員会協議会や、二つの班に分かれてのテーマの絞り込み作業など、勉強会や研究会を重ね、十一回の委員会において慎重かつ積極的に審議を重ねてまいりました。

お手元の資料一、報告書の一頁をご覧下さい。

審議のポイントとして、「①議会が地域社会の中で自治を支える担い手として、自らの役割を位置づけ、スタンスというものをどのように考えていくのか。」「②誰のための議会なのか、何を代表する議会なのか。」「③地方分権で町村議会は、どういう環境に置かれて、どんな対応が求められているのか。」「④議会が本当の意味で、憲法上の議事機関として議論をし、物事を考えていくという役割を果たす為にやるべき事とは何か。」「⑤都道府県や大都市の議会と同じ仕組みを町村議会にそのまま持ち込んでいるという今の制度に問題がある。個性ある議会をつくるために何をなすべきか。」「⑥議員一人一人がのびのびと住民の為に働けるように制度や運営等の改善を図っていく必要がある。」「⑦議会の活性化は地方自治法などの整備と、議員による活性化の努力が必要である。」「⑧自律を選択し新たな展開を図る本町にふさわしい議員の定数と報酬についてを考える。」などを念頭において協議いたしました。

二頁をお開き下さい。まず、次の六項目の今後の小値賀町議会の目指す方向、即ち指針を揚げました。「一、形式的な議会ではなく、機能的で、親しみやすく、住民と共にある議会を目指す。」「二、情報に対して閉鎖的な議会ではなく、開放的な議会を目指す。」「三、住民の目線を基本に、行政に関する仕組みや制度、事業内容を熟知し、かつ新分野の政策研究など議会のレベルを常に上げていく努力をする広い視野を持った議員の集団を目指す。」「四、少なくとも所属の常任委員会所管の課長級レベルの行政知識を議員も有するようつとめ、新しい事態に即応できる態勢を整える議会を目指す。」「五、法律や制度に詳しく資料収集能力や調査能力の高い議会事務局態勢を有する議会を目指す。」「六、地方分権の対応や財政的な見地から、小値賀にとってふさわしい議員の数、報酬を示す。」です。

さらに、これらの指針に基づき具体的な改革内容や取り組みの方法を協議いたしました。一の指針に対しては、『自由にして活発な実質的な議論が住民の見えるところで出来るよう、本会議のやり方、常任委員会のあり方を見直し、改革すること。』『住民参加、参考人制度や懇談会の活用を図ると共に、住民に対する議会の内容や情報を分かりやすく伝えていく努力

をすること。』『会議において専門用語を使うときには十分注意し、出来るだけ平易な表現を用いるようにするため、その検証の場や研修の場を設けることを前提に検討すること。』などのテーマを中心において審議し、十九項目にまとめました。

お手元のとおりであります。

二の指針に対しては、『会議の項目を出来るだけ事前に公表するようにし、会議の内容を出来るだけ公開するようその方法、形式について』検討し、次の十三項目にまとめました。

三の指針に対しては、『議員の質の向上、意識の向上を図るため議会全体として、その具体的な方策を考え、実践していく態勢づくりを検討する。』『勉強会、調査研究の委員会のあり方などを検討。』『地方自治に関する制度について、常に国や県の動向を探り、情報をキャッチし、事前に分析し、理解を深める為、議員による勉強会や研究会を積極的に開催する。』『専門分野の知識は必要だが、常に全体を見る姿勢を忘れず、全島的見地に立っての議論や提言となるよう努力する。』ことなどを議論の中心におき、七項目にまとめました。

四の指針に対しては、『慣例主義に陥ることなく、議会が硬直化した運営にならないよう常に研鑽を重ね、柔軟に対応できる態勢を取れるよう努力する。』という考えを中心に据え、十二項目にまとめました。

五の指針に対しては、『常日頃、研修や研究を通して、研鑽を深め、資料の収集と分析に力を注ぎ議員の政策立案の手助けとなるよう、現在の業務の内容を吟味し、単純な仕事は外注する方法を検討し、真に議会の活性化のための重要な役割を果たせるような態勢を作る。』という考えを中心に、四項目にまとめました。

六の指針に対しては、『他の自治体の状況を調査し、民意を町政に反映する点、合議体としての最低人数からの観点、行財政改革に向けての議会の意気込みという点など多方面からの審議を行う。』という方針で取り組み、二項目の合意に達しました。

まとめた項目については、小値賀町議会の申し合わせ事項として内容ごとに別紙に記載し、小値賀町議会の改革の実現に向けた取り組みを本格的に始めるよう合意いたしました。

お手元の資料二の「議会の活性化に関する申し合わせ事項まとめ」の二頁をお開き下さい。

本会議に関するものとして、開催日は①夜間開催を平成十七年度中（六月か九月）に試験的に実施し、住民の反応や意見を聞いた上で、条例を改正するかどうかを検討する。また、住民アンケートにより、その意見を聞くことも視野に入れて検

討する。②休日開催を平成十七年度中（六月か九月）に試験的に実施し、住民の反応や意見を聞いた上で、条例を改正するかどうかを検討する。

会期については、夜間の開催や休日開催を実施する場合や、討論など議員間の意見調整などを図る時間を持つ場合、あるいは予算審議の特別委員会付託などを実施する場合などを考えると、会期は十分にとることが必要になる。徹底した審議のためにも、会期の決定については、十分に日程をとるようにする。

一般質問については、①制限時間四十分の一問一答方式の一般質問形式に改める。②通告制の見直しは継続的に検討する。③質問事項と要旨の書き方を工夫するための研究会を開催する。④一般質問の効果に疑問を感じることがないよう、一般質問事項の追跡調査を図るように具体的な方策を工夫する。

質疑については、①質疑回数の制限を撤廃する。質疑の内容によって議長が注意するようにする。質疑のための質疑にならないよう、住民全体の福祉（幸福）のために繋がる質疑を常に心がける。②予算審議と決算審議は総括質問を本会議で行い、その後、特別委員会に付託して十分に審議する。

討論については、討論は必ず行うようにする。討論は議員の意見や態度表明の時である。討論をもっと活発化する。

議決事項については、①現在の基本構想だけでなく基本計画についても議決事項にする。②財産取得の額の見直しなど、他の議決事項についても検討する。

付帯決議の利用については、議会の議決は可決か修正可決か否決の三つしかないが、仮に可決するにしても　ある程度の不満や不安が残る場合がある。その場合、議会としては付帯決議をして、その議案の執行に対して議会の意思を伝えることも、ある時には必要であるから、そのようなことも念頭に置いた審議過程や議決のあり方を考えていく。

その他で①本会議中心主義の議会運営を維持するが、補完的意味からも時に応じて委員会の活用を図っていく。②委員会の報告を定例会ごとに行うようにする。③傍聴規則の見直しをする。④先例集を作成し、ＩＴ化することで、検索を容易にし円滑な議会運営に資するようにする。

次に委員会に関するものとして、付託された案件のみではなく、常任委員会を広義に捉え、所管事務調査機能を発揮するため、政策の研究を積極的に行うなど、自主的な委員会運営を図るようにする。

委員会の開催については、①委員会の積極的な運用を図るため委員会条例を改正し、委員の一人以上から文書で正式に開

催請求が出された場合、委員長はその委員会を開催するよう改める。②委員会の開催日及び内容を告知する。そのやり方は、防災無線を利用する方法と役場玄関ロビーに「議会の動き」としての看板を用意し、その日の委員会開催の告知を行うようにするなど今後具体化に向けて検討する。

委員会の傍聴については、積極的にこれを推進する。委員会の活動については、①住民との間を近づけるためにも、委員会としての住民との懇談会を最低でも年一回は開催するよう努力する。②住民参加型の委員会を目指す。参考人制度の活用を図り、住民の意見を議会に活かす努力をする。③一般質問にて出てきた問題点の中で、常任委員会の所管事務調査として継続的に取り上げるべき事項がある場合は、これを積極的に調査事項として審議するようにする。④当該委員以外からの求めに応じて所管の調査内容をいつでも報告できるよう、常日頃から、所管の課の執行状況に関心を払い、調査を怠らないようにする。また、所管の課が担当する事務内容や事業の制度などを日頃から、熟知できるよう調査研究する。⑤専門性を高める努力をする。

委員会の座席の配置については、①正式な会議のあり方はあくまでも議員を中心に置く。従って、委員会などの座席は、基本的には委員長を中心にして左右に委員は着席するようにする。執行部からの説明員は委員長の正面に着席することを基本形とする。②委員会の傍聴のことを考えて第一会議室を委員会に使用することも選択肢の一つとし、会議内容によってはその利用を積極的に図るようにする。

委員会の報告については、①定例会ごとに本会議で行う。②委員会が必要に応じて閉会中に全議員に報告する場合は、全協を開いて行うものとする。③閉会中の常任委員会への所管調査依頼や所管事務に関する質問については、全協や例月集会で行うものとし、これらの会議が自由に且つ活発に行われるよう努力する。④議会だよりにおいて、わかりやすくそして詳細に委員会の活動を住民に知らせるよう、記事記載についてさらに工夫する。⑤議会白書（名称は検討）の利用も検討する。

全員協議会と例月集会、勉強会に関しては、①全協は事前審査機関ではない。議会内の意見調整の場との位置づけを確認し、むやみに執行部の申し出に応じて開催することがないようにする。閉会中における議会のチェック機能は常任委員会を中心に果たしていく。全員で協議すべき事項が起きた段階で連合審査会及び全協を開き調整を図る。②例月集会を政策論議の場にしていく。

情報提供と広報に関するものとして、議会便りの充実については、①議会だよりにおいて、わかりやすくそして詳細に委員会の活動を住民に知らせるよう、記事記載についてさらに工夫する。②議会便りの編集姿勢や内容についても検討する。③議会便り編集に住民や学識経験者の参画を検討する。

議会白書の検討については、①一年間の議会活動内容を毎年まとめ、住民に議会に関心を持ってもらうためにと一年間トータルで議会活動を振り返るためにも、議会白書的（名称は今後検討）なものを翌年の一月末までに発行する。②議会白書の編集は、広報特別委員会のメンバー以外が担当する。

ＩＴ化による情報提供については、①今の小値賀町のホームページを有効に利用する態勢を整える。②例規集の検索がしやすいようにＯＪＩＫＡネットに入れ込むことを検討する。③本会議のネットによる会議映像を配信することが出来るよう環境整備を行う。④議事録のインターネットにおける公開を検討する。委員会の会議概要の公開も検討する。

議会のＩＴ化については、①議員は情報化社会に対応することと事務局の事務処理時間の短縮を図るため、一般質問の要旨及び質問原稿についてはこれをパソコンで作成し、フロッピー及びメールにて事務局に提出するよう努力する。②議員専用にパソコンを設置する。議員はパソコンの基本的な操作を習得し、情報の収集、執行部との情報の共有などを図れるよう努力する。③ペーパーレスの時代を見据えて、議員と事務局の連絡、或いは執行部からの資料についてＩＴを利用した環境にするよう、また、会議についてもその利用方法など、将来に向けた取り組みについて検討を始める。

住民との関係と住民参加に関するものとしては、町内の行事、特に案内を受けた行事については、出来るだけ出席をする。

議員の研修に関しては、①議員としての素養を身につけるためのサポートが必要。そのための研修をシステム的に実施する。②議員同士のパネルディベート方式の研修会の実施を検討する。③地元の大学、研究機関を大いに使って議員研修をする。

事務局体制に関するものとして、事務局長の専門性については、①短期間で異動することの無いようにする。②出来れば長期に同一部署にて研鑽を積むようにし、専門性を高めてもらう。事務局の強化については、①政策立案などさらに活発な議会活動を目指すには、事務局の現体制では、それを支えるのは難しい。議事録の外注など現在の仕事の内容を吟味し、議員依頼の調査や資料作りに専念できる体制を作ることを検討する。②執行機関と切り離し、専門性を高める事務局職員を養成する。

政務調査費に関しては、まだ、その内容を把握していないので、今後の課題として、具体的な議員活動との関連の中で調査検討していく。

その他では、執行部の委員会には極力入らない。

以上が議会の活性化に関する申し合わせ事項であります。今後はこれに基づき必要な手続き及び継続的な項目の審議は議会運営委員会が行うものといたしました。

次に、議員報酬についてですが、審議の過程において「自律を選択した小値賀町において、その財政規模や議員の位置づけなどを再検討して、あるべき議員報酬について考えるべきだ。」とか「厳しい町財政の中、現時点でのさらなる議員報酬の削減をここでまた打ち出すべきだ。」とか「議員はボランティアでも良いのではないか。」の意見に対しては「そうなれば誰もが議員になれる環境を著しく狭めてしまうし、議員のなり手が無くなる可能性もあって、現段階では議員は無償とするわけにはいかない。」などの指摘がありました。また「議員の稼働日数に対する対価としての議員報酬に疑問の声があることを鑑みれば、現在の月額報酬を日額報酬にし、さらに議員活動が消極的にならないよう議会に関連する調査活動に対する政務調査費を支給するような抜本的な改正を図ることも一つやり方だ。」とか「町民の声も厳しいものがあるが、これから議会の役割や責任が大きくなる中で、その活動費的な役割も加味されている議員報酬で、十分な研究、研鑽が積めるのか疑問になる。果たしてそれが町の為なのか。」あるいは「民主主義の制度から言えば、財政削減を図るなら、定数を減らすより報酬を減らす選択をするべきだ。」などの意見が出されました。慎重にかつ真摯に審議した結果、本特別委員会は、「自律を選択し厳しい行財政改革に取り組まねばならない本町において、それをチェックし促進を図っていかなければならない役割を担う議会の立場から、『まず塊より始めよ』という意味から昨年六月、率先して議員報酬月額一〇％の削減を実行し、その意気込みを示した。そうした状況にあって、さらに議員報酬のカットを行うことでわずかながらでも財政削減に寄与したと満足するより、本来果たすべき役割を最大限に発揮して、執行機関に対し、思い切った行財政改革断行をさせることに力を注ぐ方が、今我々がなさねばならないことである。そして、そのことが実現できてのち、その時点で議員報酬の見直しは図るようにすることが本筋だ。」との意見で一致しました。従って本特別委員会においては、当面、議員報酬は現状のままとすることに決しました。

次に、議員定数についてですが、審議の過程では「財政の観点からだけで定数を考えて良いのか。小値賀のおかれた状況

を勘案し、その規模、環境、地形、歴史、人口構成などあらゆる分野から考慮し、この町にあった住民代表という議員の定数を考えるべきだ。」との意見、また「他町村の議会議員定数を見たとき人口六千人でも、一万八千人の自治体でも十人というところがある。それでも普通にやっていっている。自律を目指す人口三千五百人の小値賀町において十人でもやっていけるのではないか。」という意見や「民意を反映させる観点からは議員の数は多いのが良い。少なくとも現状維持。」との意見、また「財政問題から議員の定数を関連づけて論じるのはおかしい。」などの意見が出されました。本特別委員会は、小値賀町の現状と地域の実情を考えて、ふさわしい定数とは何人なのかを多角的にかつ広範囲に検討しました。

民意と定数の関係、合議体としての成立人数の観点からの検討、定数削減による経費削減の額と予算編成に寄与することの有無、人口規模と議員数の関係、議会制度など専門的な分野も踏まえつつ、時間をかけて慎重にかつ真剣に議論し合意点を探りました。そうした議論の中で、「議会構成において思い切って一常任委員会制にして、すべてを議員全員で審議することにするなら議員は八人でもいいのではないか。」との意見もありましたが、現実的に議員の質を上げ、専門性を高めるためには、最低でも現状の二つの常任委員会制は堅持すべきであること、一つの合議体として成り立つ最低の議員数及び突発的な事態にも対応できる人数は五人であることを確認し、小値賀町が二委員会を堅持していく場合の最低議員数は十人であるという認識でおおむね一致いたしました。

しかし、難問を抱える小値賀町において民意を町政に反映させるためにはむやみに定数を削減すべきでないことから、現状の維持か、ここはぎりぎりの最低議員数十人にするかで、意見の食い違いがあり、調整を図ったところ、先の議員報酬の削減から町全体の人件費削減の意欲を示したように、議会自らが、定数の削減を行い、執行機関に対するメッセージにし、今後の執行部の業務の見直し、システムの見直しによる行財政改革の方向を促し、取り組みを加速させるべきとの結論に達しました。従って、民意の反映という点からは逆行することになると承知しながらも、財政厳しき折、少なくとも二委員会制を敷く間は、これ以上削減するべきでない最低議員の数十人にまで定数を下げ、難局に立ち向かう気構えを示すことにしました。

このようにして、本特別委員会は、議員定数に対して小値賀町議会議員定数条例を改正し、十人にするべしとの意見で一致いたしました。

この「議会のあり方検討特別委員会」の役割は、その方向性を示し、申し合わせ事項を全員一致で承諾し、その実現へ向

けて努力することの意思表示をすることに止める事にいたします。今後、その具体化のためには、議会運営委員会がその中心的な役割を担うこととといたします。本特別委員会において合意した申し合わせ事項に基づき、必要な措置を講じ、長期に検討を要するものは課題を明確にして継続的に研究、審議していくようお願い申し上げます。

以上で「議会のあり方検討特別委員会」に付託された「議員報酬の問題」「議員定数の問題」「議会の活性化について」の審査結果の報告を終わります。

短期間に長時間にわたり、真剣にこの問題に取り組んだ委員の皆さんの意気込みや真摯な態度は見事なもので、委員長として、まことに誇りに思う審議内容でした。これもひとえに我が小値賀の将来を憂い、今が大変重要なときに来ているとの危機感や責任感を議員全員が持っている証拠だと感じました。この報告にその審議における委員の姿勢について、付け加えさせて頂きます。

以上です。

議長（近藤一輝）　これで報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

おはかりします。

議会のあり方検討特別委員会報告を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、報告第一号、議会のあり方検討特別委員会報告は、承認されました。

おはかりします。

日程第十一、議案第二五号、平成十七年度小値賀町一般会計予算及び日程第十二、議案第二六号、平成十七年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算及び日程第十三、議案第二七号、平成十七年度小値賀町老人保健事業特別会計予算及び日程第十四、議案第二八号、平成十七年度小値賀町介護保険事業特別会計予算及び日程第十五、議案第二九号、平成十七年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算及び日程第十六、議案第三〇号、平成十七年度小値賀町下水道事業特別会計予算及び日程第十七、議案第三一号、平成十七年度小値賀町渡船事業特別会計予算及び日程第十八、議案第三二号、平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、日程第十一、議案第二五号及び日程第十二、議案第二六号、日程第十三、議案第二七号、日程第十四、議案第二八号、日程第十五、議案第二九号、日程第十六、議案第三〇号、日程第十七、議案第三一号、日程第十八、議案第三二号は一括議題とします。

まず、議案第二五号、平成十七年度小値賀町一般会計予算の提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三）　議案第二五号、平成十七年度小値賀町一般会計予算についてご説明いたします。

平成十七年度の予算について政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」を踏まえ、一般会計歳出及び一般歳出の水準について実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の、歳出改革路線を堅持・強化することとし、従来にも増して歳出全般にわたる徹底した見直しを行ない、歳出の抑制と予算配分の重点化・効率化を実施することとしております。

この基本的な考えを踏まえ、平成十七年度予算の概算要求では、公共投資関係、義務的経費、裁量的経費等の上限等を基準として総額を抑制するとともに、重点化・効率化にあたっては、「活力ある社会・経済の実現に向けた重点四分野」への施策に集中しております。

政府と与党は「基本方針二〇〇四」に基づき、平成十八年度までの三位一体改革の全体像を決定しております。

その内容といたしましては、国庫補助負担金改革については、平成十七年度と平成十八年度予算において約三兆円程度の廃止・縮減等の改革を行なうとしております。また、税源移譲は、平成十六年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね三兆円規模を目指すこととし、所得税から個人住民税への税源移譲が行なわれます。

さらに、地方交付税については、十七年度及び十八年度は適切に財源措置を行ない、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する方針を示しております。

特に、地方公共団体に対し交付される国庫補助負担金については、十七・十八年度は、大きな影響があると考えられますが、現段階においては国も大まかな額の配分を決めているものの、税源移譲につながる補助金がどれに該当するかは分かりません。このままの形で三位一体の改革が進んでいけば、財政が脆弱な市町村にとっては、厳しい行財政運営が迫られることになります。当町財政は、町税などの自主財源に乏しく、歳入のほとんどが地方交付税や国庫支出金に依存しており、長引く景気の低迷や国の財政構造改革の影響により、これらの収入が減少している状況にあります。

一方、歳出においては義務的経費の割合が高く、また、本年度は地方債の償還費がピークで大きな負担となっており、各種施策に柔軟に対応することが困難な状況でございます。

なお、十七年度の予算編成に当たっては、従来、実施してきた行政改革の取り組みに加え、さらなる見直しを行なうとともに現在の本町の厳しい財政状況の中で、積極的に取り組むこととし、先に策定しました「小値賀町振興計画」に基づき、施策の推進を図らなければなりませんので、重要かつ緊急な課題に対処するための予算編成といたしました。

それでは、予算の内容についてご説明いたします。

第一条は、「歳入歳出予算」に示しますとおり、予算総額を二十八億三千三百万円と定めるものでございます。前年度の当初予算に比較しますと、一億九千五百万円、六・四％の減額予算となっております。

ちなみに、性質別で前年度と比較しますと、人件費で百八十六万一千円、〇・三％の増、物件費六千二百四十五万二千円、

一三％減、維持管理費で八百八十二万九千円、四〇％の減、扶助費二百十九万四千円、二・一％の減、補助費で六百三万四千円、二・二％増、普通建設事業で一億五千五百十七万二千円、三六・九％の減、公債費七百八十六万四千円、一％の増、積立金九十八万五千円、三一・九％の増、投資及び出資金六百五十万円、九九・二％の減、繰出金三千八十四万八千円、一〇・七％の増でございます。

第二条「債務負担行為」は、第二表のとおり、「公営住宅用地購入費基金償還金」「土地改良施設維持管理適正化事業」と「小値賀町肉用牛経営規模拡大事業補助金」に係る債務の期間、並びに限度額を定めております。

第三条「地方債」は、第三表のとおり、「柳漁港地域水産物供給基盤整備事業」他二件の事業に係る地方債と地方交付税の減額補填のための臨時財政対策債九千二百万円を含む合計一億九千百四十万円を計上しております。

第四条「一時借入金」は、歳計現金の不足を補う借入金でございまして、借入限度額を六億円と定めるものでございます。

第五条「歳出予算の流用」については、同一款内での各項間の流用について地方自治法に基づく運用の規定でございます。

それでは、事項別明細書十四頁からご説明いたします。

一款・町税、一項・町民税で五千九万九千円の計上、二項・固定資産税で七千三百八十万円の計上、三項・軽自動車税で六百七十九万九千円の計上、四項・町たばこ税で一千七百七十六万二千円の計上、五項・特別土地保有税一千円は科目設置でございます。

二款・地方譲与税、一項・所得譲与税一千三百万円の計上、二項・自動車重量譲与税で二千万円の計上、三項・地方道路譲与税で七百万円の計上、四項・航空機燃料譲与税で二万六千円計上しておりますが、地方譲与税につきましては、国税として徴収され、地方公共団体に譲与されるものでございまして、過去の実績と今後の動向を勘案して計上しております。

このうち所得譲与税は、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として導入されたものであり、平成十七年度においては、国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、都道府県と市町村に人口規模に応じて譲与されることになっております。

三款、一項・利子割交付金を百八十万円計上。

四款、一項・配当割交付金十六万二千円。

五款、一項・株式等譲渡所得割交付金三万四千円計上。

六款、一項・地方消費税交付金は二千八百万円計上。
七款、一項・自動車取得税交付金一千万円計上。
八款、一項・地方特例交付金で四百万円計上でございます。
九款、一項・地方交付税は十六億円を計上しておりますが、前年度当初予算と比較しますと一千万円、〇・六％減額しております。
十款、一項・交通安全対策特別交付金一千円は科目設置でございます。
十一款・分担金及び負担金、一項・分担金で四十五万六千円の計上は、土地改良事業に係る地元拠出金でございます。二項・負担金九十四万九千円は、自立支援ホームヘルパー派遣費用と高齢者生活センター利用者の負担金を計上しております。
十二款・使用料及び手数料、一項・使用料で二千七百七十四万二千円の計上でございます。二項・手数料一千八十九万九千円は、ほぼ前年度並みの計上でございます。
十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金で三千四百五十八万一千円を計上しておりますが、一目・民生費国庫負担金で身体障害者保護費負担金六百六十八万八千円、知的障害者援護施設支援費負担金一千四百四十二万九千円が主なものでございます。二項・国庫補助金七千三百四十八万六千円は、一目・民生費国庫補助金で、在宅心身障害者福祉対策補助金などを計上しております。四目・土木費国庫補助金は、公営住宅家賃対策補助金と公営住宅整備事業補助金でございます。六目・教育費国庫補助金で、各学校の児童生徒援助費補助金と重要文化財等保存整備費補助金を計上しております。三項・委託金で六百三万五千円の計上は、航空気象観測業務委託金と基礎年金等事務費が主なものでございます。
十四款・県支出金、一項・県負担金で三千七百六十九万五千円は、一目・総務費県負担金で長崎県権限委譲交付金の計上、二目・民生費県負担金で保険基盤安定負担金、身体障害者保護費負担金、知的障害者援護施設支援費負担金等を計上しております。二項・県補助金一億二千五百四十七万五千円は、一目・総務費県補助金で国土調査費補助金の計上、二目・民生費県補助金で在宅福祉事業費補助金、療養給付費の計上、三目・衛生費県補助金で精神障害者地域活動事業費補助金や離島医師確保補助金を計上しております。四目・農林水産業費県補助金で、ながさき「食と農」支援事業や漁港事業補助金が主でございます。三項・委託金四千百四十三万四千円は、一目・総務費委託金の長崎県知事選挙委託金、国勢調査等の委託金、小値賀空港管理業務委託金、六目・土木費委託金で県道維持管理工事委託金が主なものでございます。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入六百六十二万四千円は、一目・財産貸付収入で駐車場、漁港埋立地、教職員住宅などの貸付収入を計上、二目・利子及び配当金五十八万一千円は、基金利子を計上しております。二項・財産売払収入三千円は、科目設置でございます。

十六款、一項・寄附金六千円も科目設置でございます。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金三億五千八百万七千円は、二目・振興基金繰入金一億一千七百五十五万円を町の活性化事業の財源として企画費、農業振興費、農地費、水産業振興費、水産業施設費、漁港建設費、商工業振興費、観光費へそれぞれ充当しております。六目・地域福祉振興基金繰入金三千万円は、老人福祉費、身体障害者福祉費に充当するものです。八目・減債基金繰入金二億円は、公債費の償還財源として繰り入れるものでございます。その他の基金繰入金は、それぞれ基金の目的によって充当いたしております。二項・特別会計繰入金一千円は科目設置でございます。

十八款、一項・繰越金は、十六年度からの繰越金を二千万円見込計上いたしております。

十九款・諸収入、二項・町預金利子五万円は、普通預金利子でございます。四項・雑入六千五百六十七万三千円は、健康診査個人負担金百四十二万六千円、予防接種負担金百十二万円、県営漁港施設使用料一千七十一万八千円、あわび館販売収入五百七十万円、農業集落排水事業県促進交付金七百十二万円、公共下水道県促進交付金二千五百三十万円が主なものでございます。

二十款、一項・町債一億九千百四十万円は、一目・総務債で財源補填の臨時財政対策債九千二百万円の計上、四目・農林水産業債で漁港事業三千三百四十万円を計上、六目・土木債で公営住宅建設工事に係る六千六百万円を計上しております。

次に、歳出を説明いたします。

一款、一項・議会費五千八百三十二万七千円の計上。

二款・総務費、一項・総務管理費三億一千五百六万円は、一目・一般管理費で、各種委員の報酬、庁舎の維持管理に係る経費及び保守委託料、総合行政システム運用費、各種事務機器のリース料が主でございます。二目・文書広報費三百八十万円は、例規集の追録代でございます。三目・会計管理費で三万円の計上、四目・財産管理費九百二十万七千円は、ターミナルビルの維持管理費、町有建物共済保険料、消防法定点検委託料、基金利息等の積立金を計上しております。五目・企画費四百二十九万一千円は、毎年、東京で開催されております全国の離島地域の活性化を図るための島の祭典「アイランダー」

に本年度も参加して、小値賀町をアピールするため情報発信と特産品の販売などの経費を計上しております。六目・交通安全対策費で百三十六万七千円を計上、七目・空港費で四千九百六十五万四千円の計上は、空港管理業務の経費と離島航空路線確保緊急対策補助金と往復航空券の購入補助金でございます。十目・ふるさと創生事業費五百八万八千円は、後継者育成のための結婚祝金・若者定住奨励金・就業準備金の計上、また、人材育成塾事業の中で行なっております「エコミュージアム」まちづくり事業で調査・研究をしておりますので、それらの情報をもとにした地域資源等を活用したまちづくり構想策定委託料などを計上しております。

その他に本町の農水産物を活用した郷土食文化を伝承し、「地産地消」と「食育」を促進し、地域の活性化を図るための郷土食文化活用支援事業費補助金の計上と農水産物のブランド化と新たな流通システムを確立するための事業として講演会の開催、生産者との懇話会等の経費でございます。二項・徴税費二千九百九十一万九千円の計上、三項・戸籍住民基本台帳費一千二百九十八万円の計上、四項・選挙費五百八十七万二千円は、今年度は、県知事選挙費等の執行経費を計上しております。五項・統計調査費三千九百六十六万円の計上は、一目・統計調査総務費で二百七十六万七千円を計上しておりますが、本年度は国勢調査がありますので国勢調査の経費でございます。二目・国土調査費三千六百八十九万三千円は、野崎地区の地籍調査事業の経費を計上しております。六項・監査委員費に百二十五万五千円を計上しております。

三款・民生費、一項・社会福祉費で三億五百七十四万五千円の計上は、一目・社会福祉総務費で、社会福祉協議会に対する補助金一千万円、国保特別会計外二件の繰出金一億二千二十三万九千円が主でございます。二目・国民年金事務費十八万九千円の計上、三目・老人福祉費四千六百八万三千円は、生きがい活動支援ディサービス事業外四件の委託料等を計上しております。四目・身体障害者福祉費七千六百七十七万九千円は、身体障害者施設支援費外七件の扶助費が主でございます。二項・児童福祉費七千六百五十九万六千円は、一目・児童福祉総務費は児童手当の扶助費が主でございます。三目・児童福祉施設費に保育所の運営費を六千六百六十八万一千円計上しております。三項・災害救助費四千円は科目設置でございます。

四款・衛生費、一項・保健衛生費一億二千六百八十三万九千円は、一目・保健衛生総務費で、国保診療所と簡易水道の特別会計繰出金が主でございます。二目・予防費で二百六十五万七千円の計上、三目・環境衛生費七百八万六千円は、煙霧消毒や葬斎場等の経費を計上しております。四目・健康増進費は、健康相談事業や健康診査事業費の計上でございます。二項・清掃費八千十八万五千円は、一目・塵芥処理費四千三百三万六千円は、ごみ焼却場、不燃物処理場、ストックヤードの管理

費でございます。二目・し尿処理費三千七百十四万九千円は、し尿処理施設の維持管理費を計上しております。

五款・農林水産業費、一項・農業費一億七千六百六十四万二千円は、一目・農業委員会費三百六十六万二千円の計上、二目・農業総務費で五千百四十三万八千円の計上、三目・農業振興費二千四百五十一万三千円は、担い手公社運営費補助金、中山間地域等支払交付金などを計上しております。四目・畜産業費一千四百四十八万四千円は、肉用牛の経営規模拡大を図るため、肉用牛振興ビジョン21対策事業として牛舎・堆肥舎・管理施設の整備補助金を計上しております。五目・農地費八千二百五十四万五千円は、土地改良施設の維持管理、農道舗装工事費借入金元利償還金補助、県営担い手育成畑総事業借入金元利償還金補助等の計上でございます。二項・林業費二千百一万九千円は、松くい虫防除・森林病害虫防除・保全松林整備に係る経費を計上しております。三項・水産業費一億七千七百十六万五千円は、一目・水産業総務費で一千百八十八万二千円の計上、二目・水産業振興費六百三十四万九千円の計上でございます。三目・水産施設費二千二百二十一万八千円は、アワビ種苗センターとあわび館の維持管理費を計上しております。四目・漁港管理費一千九百十七万八千円は、漁港施設の維持管理費を計上、五目・漁港建設費一億一千七百五十三万八千円は、柳漁港の整備、六島漁港浮桟橋設置の事業費と県営漁港の地元負担金でございます。

六款、一項・商工費三千百二十六万五千円は、一目・商工総務費で、小値賀交通（株）運行補助金を計上しております。二目・商工業振興費では、商工会運営費補助金の他商工関係に係る補助金を計上、三目・観光費は、園地・自然学塾村の維持管理費、観光協会補助金、ながさき島の自然学校補助金、おぢか音楽祭への補助金でございます。

七款・土木費、一項・土木管理費一億二千百七十万七千円は、一目・土木総務費で、下水道特別会計繰出金の計上が主なものでございます。二項・道路橋梁費一千六百八十四万九千円は、二目・道路維持費で、道路補修工事業務の委託料と交通安全施設、町道補修工事に係る予算を計上しております。三項・住宅費一億二千六百九十二万七千円は、二目・住宅建設費で小浜地区公営住宅新築工事費を計上しております。

八款、一項・消防費七千七百十三万五千円は、消防に関する管理費と各分団の消防車及び施設に係る維持費を計上しております。

九款・教育費、一項・教育総務費四千百十五万七千円は、一目・教育委員会費で九十二万八千円の計上、二目・事務局費で四千二十二万九千円計上しております。二項・小値賀小学校費で一千三百万八千円は、一目・学校管理費で一千十三万六

千円の計上、二目・教育振興費で二百八十七万二千円の計上、三項・斑小学校費六百二万八千円は、一目・学校管理費で四百八十七万四千円の計上、二目・教育振興費で百十五万四千円の計上、四項・小値賀中学校費で一千五百五十五万二千円は、一目・学校管理費八百七十五万七千円の計上、二目・教育振興費六百七十九万五千円計上しておりますが、それぞれ各学校の管理運営費でございます。六項・幼稚園費二千五百六十七万六千円の計上、七項・社会教育費六千三百四十九万円は、一目・社会教育総務費三千二十五万五千円の計上、二目・公民館費八百七十七万四千円を計上、三目・総合センター費六百九万四千円計上、四目・歴史民俗資料館費で六百七十六万四千円を計上しておりますが、くん蒸装置の改修工事を予定しております。五目・埋蔵文化財調査費で五百二十二万四千円計上、六目・図書館費で六百三十七万九千円を計上しております。八項・保健体育費二千六百六十三万二千円は、一目・保健体育総務費で二千四百四十四万四千円の計上、二目・学校給食費で二百十八万八千円を計上しております。

十款・災害復旧費、一項・農林水産施設災害復旧費六千円を計上、二項・公共土木施設災害復旧費三千円の計上は、いずれも科目設置でございます。

十一款、一項・公債費八億一千七十八万六千円は、一目・元金で六億九千六百八十万六千円の計上、二目・利子で一億一千三百九十八万円を計上しております。

なお、一般会計の公債費残高は、十七年度末見込みで四十二億八千九百五十四万六千円となり、十六年度に比べ四億六千二百四十万六千円減少いたします。

十二款・諸支出金、二項・特別会計繰出金二千三百万円は、渡船事業特別会計繰出金でございます。

十三款・予備費で六百五十一万一千円を計上しております。

以上で、平成十七年度小値賀町一般会計予算の概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後二時二十九分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午後二時四十一分―

次に、議案第二六号、平成十七年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。　住民課長

住民課長（谷　良一）　議案第二六号、平成十七年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、四億四千六百六十七万四千円でございまして、前年度当初予算額と比較しますと、約〇・九％の減額となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

九頁をお開き下さい。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税一億五千四百二十万四千円を計上。一節・医療給付費分現年課税分で一億三千六百六十四万九千円、二節・介護納付金分現年課税分で一千六百四十五万五千円、三節・医療給付費分滞納繰越分で百万円、四節・介護納付金分滞納繰越分で十万円、二目・退職被保険者等国民健康保険税一千六十五万八千円を計上。一節・医療給付費分現年課税分で九百七万九千円、二節・介護納付金分現年課税分で百五十七万七千円、三節・医療給付費分滞納繰越分で一千円、四節・介護納付金分滞納繰越分で一千円を前年度税収入により見込んでおります。

第二款・使用料及び手数料、一項・手数料、一目・督促手数料は、費目設置でございます。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金、一節・現年度分一億二千九百六十六万六千円、一般被保険者に係る保険給付費、老人保健医療費拠出金、介護納付金のそれぞれ約三六％が交付されるものでございます。二節・過年度分は、費目設置でございます。三目、一節・高額医療費共同事業負担金二百十六万三千円は、一件当たり七十万円以上の高額医療費に対して交付されるものでございます。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金四千八百八十六万六千円を計上。一節・普通調整交付金として三千百二十二万六千円、二節・特別調整交付金として一千七百六十四万円ですが、特別調整交付金内の八百六十万円は、へき地診療所運営費分として診療所特別会計に繰り出すこととなっております。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分として三千六十一万二千円、退職被保険者等に係る保険給付費及び老人保健医療費拠出金の相当額から退職被保険者等分国保税医療給付費分を差し引いた額に対して交付されるものでございます。二節・過年度分は、費目設置でございます。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目、一節・高額医療費共同事業負担金二百十六万三千円。これは、第三款・国庫支出金の高額医療費共同事業負担金と同様でございます。二目、一節・財政調整交付金一千八十万四千円は、新設でございい

まして、一般被保険者に係る保険給付費、老人保健医療費拠出金、介護納付金のそれぞれ約五％が交付されるものでございますが、予算計上は三％にいたしております。

第六款、一項、一目、一節・共同事業交付金八百六十五万三千円。高額医療費に対するものでございまして、国保連合会より交付されるものでございます。

第七款・財産収入、一項・財産運用収入、一目、一節・利子及び配当金十五万五千円。財政調整基金の運用利子でございます。

第八款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金三千八百七十二万円を計上。一節・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）二千万円。これは、低所得者に対する国保税軽減額を、県と町で補填するもので、国保税軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れるものでございます。二節・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）四百万。これは、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減する制度でございまして、一般会計から国保特別会計に繰り入れるものでございます。三節・職員給与費等繰入金百万円は、歳出の第一款・総務費の一部を一般会計から繰り入れるものでございます。四節・出産育児一時金等繰入金八十万円は、歳出の第二款・保険給付費、四項・出産育児一時金の三分の二を一般会計から繰り入れるものでございます。五節・財政安定化支援事業繰入金で一千二百九十一万九千円。これは、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化のために、交付税措置額を一般会計から繰り入れるものでございます。六節・その他一般会計繰入金、二項・基金繰入金は、いずれも費目設置でございます。

第九款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金一千万円、二目・退職被保険者等繰越金一千円、それぞれ前年度からの繰り越しを見込んでおります。

第十款・諸収入、一項、一目、一節・町預金利子一千円は、普通預金利子でございます。二項・雑入、第十一款・連合会支出金は、いずれも費目設置でございます。

次に、歳出を申し上げます。

十四頁をお開き下さい。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費三百二十一万五千円は、事務費でございます。二目・連合会負担金九十万円は、国保連合会への負担金でございます。二項・徴税費、一目・賦課徴収費十五万九千円は、国保税の納付書用

紙代・封筒印刷代及び国民健康保険税振込手数料でございます。二目・納税奨励費として十八万六千円を計上。これは、納税組合長手当十六万五千円と、納税組合運営補助金二万一千円でございます。三項、一目・運営協議会費七万四千円、国民健康保険運営協議会に係るものでございます。四項、一目・趣旨普及費十四万二千円。チラシ印刷代三万二千円、国保連合会の広報共同事業負担金十一万円でございます。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費で二億二千五百四万四千円、二目・退職被保険者等療養給付費で三千六十二万八千円を計上。これは、一般・退職被保険者分のいずれも、医療費の現物給付でございまして、平成十六年度の実績見込みを基に推計いたしております。三目・一般被保険者療養費六十三万円、四目・退職被保険者等療養費十万六千円は、いずれも、コルセット等の現金給付分及び柔道整復師施術の現物給付分でございまして、一般分をコルセット十件、施術八十件、退職分を、コルセット一件、施術三十件と見込んでおります。五目・審査支払手数料七十九万八千円、六目・レセプト電算処理システム手数料一万円については、いずれも決められた単価に年間見込件数を乗じた額を計上しております。二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費で二千九百四万円、二目・退職被保険者等高額療養費で三百万円を計上。いずれも、平成十六年度の高額療養費実績見込額を基に推計いたしております。三項・移送費、一目・一般被保険者移送費三十五万円、二目・退職被保険者等移送費七万円は、いずれも、重病等のため、島外の医療機関に瀬渡船等で移送する際の現金給付分でございまして、佐世保までを一般分五件、退職分一件見込んでおります。四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金百二十万円は、三十万円の四件を見込んで計上。五項・葬祭諸費、一目・葬祭費八十万円は、二万円の四十件を見込んでおります。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金で八千五百八十六万三千円、二目・老人保健事務費拠出金で百五十四万七千円を計上。これらにつきましては、国から算定係数が示されておりますので、それを基に見込んでおります。

第四款、一項、一目・介護納付金三千六百六万七千円は、社会保険診療報酬支払基金から納付金額が記されておりますので、その額を計上いたしております。

第五款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金八百六十五万三千円、国保連合会が算出した高額医療共同事業交付金に対する拠出金でございます。

第六款、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費二十四万二千円の計上。二項・健康管理センター事業費、一目・施設管理費百三十万七千円の計上は、健康管理センターの維持管理費でございます。二目・保健指導事業費三百七万五千円は、健康の維持・増進に係る費用でございまして、十八節・備品購入費四万一千円は、血中酸素濃度測定器の購入費でございます。

第七款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金として十五万六千円を計上。これは、歳入・第七款の財政調整基金の運用利子を積み立てるものでございます。

第九款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金は、いずれも費目設置でございます。三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金で九百五十四万円の計上。これは、歳入の第三款・国庫支出金、財政調整交付金の特別調整交付金のうち、へき地診療所運営費分を診療所特別会計に繰り出すものでございます。

第十款・予備費としまして三百八十六万八千円を計上いたしております。

以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） 次に、議案第二七号、平成十七年度小値賀町老人保健事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷　良一） 議案第二七号、平成十七年度小値賀町老人保健事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ五億九百八十四万五千円を計上。前年度当初予算と比較しまして百五十一万七千円、〇・三％の減額となっております。

これは、平成十六年度の医療費実績見込を基に算出計上いたしております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

第一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金、一節・現年度分二億八千三百九十二万円。これは、歳出・第二款の医療費総額の約五六％が交付されるものでございます。二節・過年度分一千円は、費目設置でございます。二目・審査支払手数料交付金、一節・現年度分百八十七万五千円は、歳出・第二款の審査支払手数料のうち、施術に係る分を除く手数料が全額交付されるものでございます。二節・過年度分一千円は、費目設置でございます。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金、一節・現年度分一億四千八百七十二万円、二節・過年度分一千円。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金、一節・現年度分三千七百十八万円、二節・過年度分一千円。これは、いずれも第一款と同様、歳出・第二款の医療費総額に対して交付されるもので、第二款・国庫支出金は、医療費総額の約三〇％、第三款・県支出金は、医療費総額の約七％がそれぞれ交付されるものでございます。二節・過年度分は、いずれも費目設置でございます。

第四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金三千五百十四万五千円。これは、県支出金と同様に、歳出・第二款の医療費総額の約七％の町負担分が主でございます。

第五款、一項、一目・繰越金三百万円は、前年度からの繰り越しを見込んでおります。

第六款・諸収入、一項・雑入、一目・第三者納付金一千円は、費目設置でございます。

次に、歳出について申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費九十四万七千円を計上。その内訳といたしましては、十三節・委託料八十四万一千円は、医療費通知委託料十三万円と、レセプト点検共同事業委託料四十八万三千円が主なものでございます。

第二款、一項・医療諸費、一目・医療給付費五億百万円。これは、医療費の現物給付分でございまして、平成十六年度の実績見込みを基に推計いたしております。二目・医療費支給費六百万円。高額医療費・補装具・移送費・施術等の現金給付分でございまして、平成十六年度の実績見込みを基に推計いたしており、高額医療費七百件、移送費十件、施術百四十件、補装具二十件を見込んでおります。三目・審査支払手数料百八十九万六千円は、レセプトの審査手数料でございまして、決められた単価に年間見込件数を乗じた額を計上いたしております。国保連合会分一万四千四百件、社保支払基金分二千五百件を見込んでおります。

第三款・諸支出金、一項、一目・償還金、及び二項・繰出金、一目・一般会計繰出金は、いずれも費目設置でございます。

以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　次に、議案第二八号、平成十七年度小値賀町介護保険事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷　良一）　議案第二八号、平成十七年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ三億二千四百三十八万七千円でございまして、前年度当初予算額と比較しますと、約〇・七％（二百三十八万七千円）の増額となっております。これは、介護保険第三期事業計画策定のための、歳出の事務費の伸びが主な要因であります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

第一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号被保険者保険料四千五百十九万九千円を計上。算出基礎としましては、保険料算出基準所得五段階における段階別の最新の被保険者数を、平成十五年の所得状況で推計し算出しております。

第三款・使用料及び手数料、一項・手数料、一目・総務手数料一千円は、保険料納付証明手数料、二目・督促手数料一千円は、保険料督促手数料分を見込んでおります。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金六千三百二十万一千円を計上。これは、後でご説明いたしますが、歳出の第二款で計上しております保険給付費の見込額三億一千六百万五千円に対しまして、国庫負担率の二〇％分を計上いたしております。二項・国庫補助金、一目・調整交付金二千六百五十四万四千円は、保険給付費見込額三億一千六百万五千円に、調整交付金見込率八・四％を計上しております。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金三千九百五十万円は、保険給付費見込額三億一千六百万五千円に対し、県負担率の一二・五％分を計上いたしております。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金一億百十二万一千円は、第二号被保険者（四十歳以上六十四歳以下の被保険者）の負担金分で、保険給付費見込額に対し、交付率三二％分を計上いたしております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金三千九百五十万円は、保険給付費総額に対しての町負担金分で、保険給付費見込額三億一千六百万五千円の一二・五％分を計上しております。二目・その他一般会計繰入金、二節・事務費繰入金六百八十七万四千円は、一般事務費及び要介護認定に係る事務費等の経費分を計上しております。二項・基金繰入金、二目・介護保険給付費準備基金九十四万円は、保険給付費三億一千六百万五千円に対し、第一号被保険者保険

料と国・県・町の負担金、交付金合計見込額の不足分であります。

第九款・諸収入、二項、一目・預金利子一千円は、預金利子分を計上しております。四項・雑入、一目・滞納処分費一千円。二目・第三者納付金一千円。三目・返納金一千円。四目・雑入一千円。

第十一款、一項、一目・寄附金一千円の計上は、いずれも費目設置であります。

第十二款、一項・繰越金、一目・前年度繰越金百五十万円の計上は、前年度からの繰越金を見込み予算計上しております。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費四百五十万二千円は、事務費でありまして、十三節・委託料の三百八十二万五千円は、第三期介護保険事業計画に係る調査・計画策定委託料及び介護保険システムサポート保守料、事業状況報告システムに係る機器の保守料が主なものであります。二項、一目・賦課徴収費二万七千円は、保険料徴収事務に係る経費を計上いたしております。三項、一目・介護認定審査会費百六十八万五千円は、介護認定審査会に係る事務費でありまして、十九節・負担金、補助及び交付金で、佐世保市・宇久町・小値賀町の一市二町の介護認定審査会を共同で設置しており、その共同経費分（六千七百六十三万円）に対しての、当町負担金分（二・四一％）百六十八万五千円が主なものであります。二目・認定調査等費百八十四万一千円を計上。これは、要介護認定の審査に係る事務費であり、十二節・役務費の主治医意見書作成手数料百四万円と、十三節・委託料の訪問調査委託料六十六万三千円が主なものでございます。五項、一目・計画策定委員会費三万円は、第三期介護保険事業計画策定のための委員報酬分を計上しております。

第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費三億五百八十二万九千円は、要介護認定により、要介護一以上の被保険者に対し行う保険給付費で、その内容としましては、居宅介護サービス給付費で一億七百五十八万一千円。これは、訪問介護、通所介護、短期入所、グループホーム、福祉用具購入、住宅改修に係る給付が主なものです。施設介護サービス給付費で一億八千四百四十四万一千円。これは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している人に係る給付です。居宅介護福祉用具購入費で二十七万円。入浴補助用具、ポータブルトイレ等が主なものです。居宅介護住宅改修費で百八十万円。段差解消、和式から洋式トイレへの変更、手すり取り付け等があります。居宅介護サービス計画給付費で一千百七十三万七千円。これは、ケアマネージャーがサービス受給者に対し、サービスの計画を立てるときに給付されるものです。以上を見込み計上いたしております。二項、一目・支援サービス等諸費六百五十四万三千円は、要介護

認定で要支援と認定された被保険者への保険給付費であります。内容といたしましては、居宅支援サービス給付費で四百五十万一千円、居宅支援福祉用具購入費で十万円、居宅支援住宅改修費で十八万円、居宅支援サービス計画給付費で百七十六万二千円を見込み予算計上いたしておりますが、その算定に当っては、平成十五年度の事業実績及び平成十六年度の事業実績見込等を基に推計いたしております。三項・その他諸費、一目・審査支払手数料三十五万四千円は、介護保険給付費の支払に係る審査支払処理手数料分を計上しております。四項・高額介護サービス等費、一目・高額介護サービス費三百二十七万九千円は、介護サービスを利用した被保険者の自己負担金（一割分）が著しく高額になった場合に、一定額を超えた分を高額介護サービス費として支給することになっており、その費用分を見込計上いたしております。

平成十七年十月より、年金受給額八十万円未満の人の、月額上限額が二万四千六百円から一万五千円に引き下げられるため、差額の増額分を見込計上しております。

第三款、一項、一目・財政安定化基金拠出金二十九万四千円は、県が設置しております、財政安定化基金への町の拠出分で、平成十五年度から十七年度までの、三カ年分の介護給付費見込額の合計に、拠出率〇・一％を乗じて算出し、そのうち町拠出分の三分の一を予算計上いたしております。

第五款、一項、一目・基金積立金、二十五節・積立金一千円は、介護保険給付費準備基金の利子分を計上しております。

第六款・諸支出金、一項、一目・償還金、及び二項・繰出金、一目・一般会計繰出金は、費目設置でございます。

以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　次に、議案第二九号、平成十七年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章）　議案第二九号、平成十七年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

第一条は、「第一表歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額は、一億二千五百十万円でございまして、前年度当初予算額と比較しますと、七千二百万円の減額としております。

第二条は、四頁の、「第二表地方債」に示しますように、八百万円を起債いたします。

第三条は、流用に関する規定でございます。

それでは、説明書七頁より、予算の概要をご説明いたします。

歳入では、第一款・事業収入、一項・使用料及び手数料で、前年度並みの六千三十六万円を計上、二項・工事収入では、下水道工事等に伴う受託工事収入を五百七十四万円見込み計上しております。

二款・国庫支出金は、本年度に補助事業の予定がございませんで、計上しておりません。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金は、四千九百万円の計上でございます。過疎債、辺地債、簡水債交付税算入額は、約一千九百万円となっております。

五款、一項・繰越金は、前年度繰越見込額百万円の計上でございます。

六款、一項・町債は、一目・衛生債で八百万円の計上でございます。

八款、一項、一目・雑入は、平成十六年度消費税還付金百万円の計上でございます。

歳出では、第一款・総務費、第一項、総務管理費、一目・一般管理費は、三名分の人件費と、各施設の管理費の計上でございますが、七節・賃金はメーター検針補助員及び各地区の浄水場・配水地の草刈人夫賃でございます。八節・報償費は、六島・大島各離島の浄水場維持管理の補助員を離島の方に依頼し、その謝礼でございますが、納島地区の減により前年度比、三十二万四千円減額し、百十三万円計上しております。水道料は従来各地区の婦人会のご協力を得ておりましたが、口座振替の導入により、一部の地区では婦人会による配布を止められた地区がありますが、その地区につきましては、会長さんを通じて納付書・領収書を配布していただきますので、その費用も含めて一地区あたり三千円を計上しております。九節・旅費十六万五千円計上、十一節・需用費は施設の電気料、薬品代、修繕料等で二千三百七十七万二千円計上。前年度比、消耗品費が五百万円ほど増加しておりますが、中村浄水場ＲＯエレメント膜の交換によるものでございます。十二節・役務費四百三十万円計上。前年度比百七十四万一千円の減額でございますが、水道検査手数料の内、三年に一回の検査が省略及び納島地区の減が主なものでございます。十三節・委託料で、配管漏水監理業務の委託料で二百四十九万六千円、電気関係及び六島の海水淡水化装置メンテ委託料で八十七万八千円等、合わせて三百八十六万八千円を計上、十五節・工事請負費は老朽化による、唐見崎地区配水管の更新工事と下水道工事に伴う補償工事費一千二百五十万円の計上でございますが、材料支給で下水道工事受注業者との契約を計画しており、支給材料を十六節・原材料費で六百四十七万五千円計上しております。十八節の備品購入費は、費目設置でございます。十九節は、説明欄のとおり、水道協会及び五島地区水道事業協議会の負担金三十六万二千円と会議負担金等、合計四十三万七千円の計上でございます。二十二節では、例年どおり、下新田地区及び城

越開田組合の補償費十万三千円を計上しております。消費税でございますが、平成十六年度消費税は本則課税により還付申告になる見込みでございます。第一項・総務管理費総額を七千四十七万一千円としております。

三款、一項・公債費では、昭和五十年度から借り入れております長期償還金の元金三千七百四十六万円、利子一千六百九十四万六千円の計上で、一項・公債費の総額五千四百四十万六千円を計上。

四款・予備費に二十二万三千円を計上して、平成十七年度小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を一億二千五百十万円といたしました。

以上、提案理由のご説明いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（近藤一輝）　次に、議案第三〇号、平成十七年度小値賀町下水道事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章）　議案第三〇号、平成十七年度小値賀町下水道事業特別会計予算の提案理由及びその概要をご説明いたします。

平成十二年度に採択を受けた、笛吹地区の特定環境保全公共下水道事業は平成十六年度に一部供用を開始し、二月末の時点で約百三十戸の家庭が接続されております。また、浜津地区農集につきましては、浜津前目地区が四月には供用開始の予定でございます。すでに供用開始されております前方・柳地区の下水道接続率は、約六〇％程度でございますが、今後ともパンフレット等で接続への理解と推進を図っていきたいと思っております。

また、本年度から区域外の排水処理としまして、国、県の補助対象となる合併浄化槽事業に着手する予定でございます。

それでは、予算の内容についてご説明いたします。

第一条は、「第一表歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額は、二億四千六百万円でございまして、前年度当初予算と比較しますと、二億六千九百万円の減額計上でございます。

第二条は、起債の規定でございまして、「第二表地方債」に示しますとおり、各事業の限度額を合わせて六千八十万円としております。

第三条は、予算の流用に関する規定でございます。

それでは、予算説明書の事項別明細書七頁、歳入よりご説明いたします。

第一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料では、本年度から供用開始になります浜津地区等新規分の下水道使用料を見込み計上しております。

二款・国庫支出金、一項・国庫補助金は、特定環境保全公共下水道事業に係る補助対象事業費二千万円の、五〇％相当額一千万円の計上、二目・浄化槽整備事業費国庫補助金は、事業費一千七百七十六万円の、三分の一相当額五百九十二万円の計上で、二款・国庫支出金を一千五百九十二万円といたしました。

三款・県支出金、一項・県補助金は、浜津地区での補助対象事業費七千百二十万円及び事務費七十一万二千円の、五〇％相当額三千五百九十五万六千円の計上でございます。

なお、国の補助金については、公共下水道事業では町に直接交付されますが、農業集落排水事業では、県を経由して交付されることになりますので予算費目が異なりますが、国の補助率は五〇％で両事業とも同率となっております。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金一億五百万円の計上でございますが、県の促進交付金として農集で七百十二万円、特定環境保全公共下水道事業で二千五百三十万円、合併浄化槽設置交付金として二百四十八万六千円、起債の償還元金、利子への交付税算入分六千二百二十万四千円、合計で約九千七百万円が一般会計に受け入れられる予定でありますので、下水道特別会計に繰り戻してもらうことにしております。

五款、一項・繰越金では、前年度からの繰越見込額百二十二万九千円の計上でございます。

六款・諸収入、一項・雑入一千四百六十一万五千円の計上は、十六年度工事に係る消費税還付金を見込み計上しております。

七款、一項・町債、一目・下水道事業債は、説明欄記載のとおり、農集に係る辺地債八百四十万円、下水道債二千五百八十万円、特環に係る辺地債二百八十万円、下水道債一千三百八十万円、合併浄化槽に係る下水道債一千万円、合計六千八十万円の計上でございます。

九頁、歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費で職員二名分の人件費で、給料等人件費を各節のとおり計上しております。十九節では、補助金として各地区の水洗便所改造資金の借入利子を補給するもので、五十一件分と、新規分として二十件の半年分、計二十九万七千円を見込み計上し、一目・一般管理費の合計を一千三百六十八万七千円

としております。三目・漁業集落排水管理費は、八節・報償費で処理場日常管理の謝礼として前年並みの年間三十六万円を計上、十一節以降、処理場の管理費を計上、漁業集落排水管理費として百八十九万八千円計上、四目は、前方・柳地区の農業集落排水管理費でございます。十一節以降、処理場の管理費を計上、四目・農業集落排水管理費として四百五十六万七千円計上しております。五目は、公共下水道管理費として各節記載のとおり、電気料など維持費六百三十万九千円計上し、一款、一項・総務費の総額を二千六百四十六万一千円としております。

二款、一項・施設整備費、二目・農業集落排水事業費では、浜津地区に係る旅費、需用費、役務費、事務機器のリース料等、関係事務費を各節のとおり計上、十五節・工事請負費は、浜津地区の補助単独合わせて七千七十万八千円計上し、管渠四百メートル、舗装復旧一キロメートルを予定しております。二款、一項・施設整備費、三目・公共下水道事業費は、笛吹地区の下水道でございます。十六年度より笛吹町部の供用開始しておりますが、十七年度は黒島地区の管渠工事、マンホールポンプ工事が主になります。九節・旅費以下、需用費、役務費、事務機器のリース料等、関係事務費を各節のとおり計上、十五節・工事請負費は補助単独合わせて二千百七十万円を計上、二十二節・補償費五百万円計上は、水道管の移設補償費でございます。四目・合併浄化槽整備費は、処理区域外の汚水処理でございますが、二十戸分、二千四百十万円計上しております。

以上、二款、一項・施設整備費の総額を一億二千五百四十三万二千円としております。

三款、一項・公債費で、一目・元金六千五百六十六万九千円の計上は、起債元金償還分の計上で、二目・利子二千七百六十五万八千円の計上は、七年度以降の長期借入金、辺地債、下水道債、一般公共債に係る利子の計上でございまして、一項・公債費の総額を九千三百三十二万七千円としております。

四款・予備費に七十八万円を計上し、平成十七年度の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を、二億四千六百万円といたしております。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（近藤一輝）　次に、議案第三一号、平成十七年度小値賀町渡船事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏）　議案第三一号、平成十七年度小値賀町渡船事業特別会計予算について提案理由をご説明いたします。

本年度歳入歳出予算総額は、それぞれ六千三百八十万円を計上いたしております。前年度当初予算と比較し、二百万円の減額となっております。主な要因は、公債費の償還金の減少でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により概要をご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

歳入の一款・渡船事業収入、一項・はまゆう営業収入、一目・旅客運賃収入三百五十万一千円計上、一節・一般旅客運賃収入で二百九十四万九千円、二節・定期旅客運賃収入五十五万二千円を見込んで計上いたしておりますが、前年度比七万六千円減で、約二％の減となっております。二目・荷物運賃収入では、五十八万円を計上、前年度比五万四千円減で、約八％の減となっております。三目・郵便物航送収入二百十三万円、四目・雑入百三十二万円を計上いたしました。

次に二項・さいかい営業収入では、一目・旅客運賃収入六十万一千円計上、一節・一般旅客運賃収入で五十一万九千円、二節・定期旅客運賃収入八万二千円見込んで計上いたしておりますが、前年度は埋蔵文化財発掘調査作業の人員の往来を予定し予算編成をいたしましたが、今年度は増収に繋がる事業がなく前年度比二十八万九千円減で、約三二％の減となっております。三目・郵便物航送収入四十八万円、四目・雑入二百十四万円を計上いたしました。

次に、二款・国庫支出金、一項・国庫補助金一千八百六十四万二千円。

三款・県支出金、一項・県補助金一千十六万二千円を、それぞれ平成十六年度航路損益計算に基づき計上いたしました。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金二千三百万円は、渡船事業費財源不足のため、一般会計から繰り入れにより計上いたしました。

五款・繰越金は、前年度繰越見込額百万円の計上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

一款・渡船事業費、一項・渡船管理費、一目・渡船総務費一千三百四十五万七千円は、職員二名分の人件費が主なものでございます。二目・はまゆう運航費は、二千三百四十一万一千円を計上、船員二名分の人件費一千四百五十九万九千円、七節・賃金で臨時船員賃金百六十万円、九節・旅費五万七千円、十一節・需用費六百二十二万円計上いたしておりますが、燃

料費の高騰が主な要因で前年度比十五万七千円の増となっております。十二節・役務費七十二万三千円、十四節・使用料及び賃借料九万二千円、十八節・備品購入費一千円の費目設置、十九節・負担金、補助及び交付金十一万九千円を計上し、二目の前年度比は、十七万一千円、約〇・七％の増でございます。

次に、三目・さいかい運行費は、一千八百六十四万七千円を計上、船員二名分の人件費一千五百四十二万二千円、七節・賃金で臨時船員賃金百五十九万円、九節・旅費六千円、十一節・需用費八十四万七千円計上、十二節・役務費六十四万円、十四節・使用料及び賃借料二万九千円、十八節・備品購入費一千円の費目設置、十九節・負担金、補助及び交付金十一万二千円を計上し、二目の前年度比は二十五万六千円、約一・四％の増でございます。二項・営業費、一目・郵便物取扱費百十八万円を計上いたしました。

二款・公債費、一項・公債費でございますが、「第三はまゆう」及び「さいかい」建造に伴う長期償還金元金五百六十八万一千円、同じく長期償還金利子百九万九千円を計上し、公債費総額を六百七十八万円といたしておりますが、十六年度末で、はまゆうの辺地債の償還金が終わり前年度比百九十四万八千円の減となっております。

三款・予備費につきましては、三十二万五千円を計上いたしております。

以上、提案理由をご説明いたしました。

ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝）　次に、議案第三二号、平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

診療所事務長（吉元勝信）　議案第三二号、平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由、並びに内容を説明いたします。

国は、医療費の抑制を図るため、さまざまな医療制度の改革を行い、昨年度は薬価の引き下げや小児科に関する診療報酬の加算及び各種検査判断料の引き上げなどが実施されましたが、診療所においては全体的に影響が少なかったと分析をいたしております。

しかしながら、国はすでに平成十八年度の診療報酬や介護報酬の抜本改正を予定しており、本格的な医療費の抑制策が進められることによって病院等の運営等が一層厳しくなることが予想されております。

診療所といたしましては、これまでに増して財源的に厳しい状況の中で、各種の動向を勘案の上、歳入の算定、経常的な部分の経費節減等を踏まえながら、本年度の事業運営を行う計画にいたしております。

それでは、予算の内容について説明をいたします。

第一条は、「第一表歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を四億五百万円といたしております。前年度当初予算と比較いたしますと、二千万円、九・五％の減となります。

第二条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から予算の概要について説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入で六千十二万円（前年度比二％増）を計上いたしております。前年度の診療収入を基本としまして、これまでの動向を勘案しながら予算化しておりますが、大幅な増収は難しく、昨年度末とほぼ同程度と見込んでおります。

入院収入の内容を分析いたしますと、国民健康保険や老人保健分がそのまま推移する一方、社会保険や生活保護分が減少の傾向にあり、これらを元に、一目・国民健康保険診療報酬収入を六百万円、二目・社会保険診療報酬収入を六十万円、三目・老人保健診療報酬収入を四千万円、四目・一部負担金を六百九十一万円、五目・その他診療報酬収入を六十万円、六目・標準負担額収入、これは入院に係る給食費分でございますが、六百一万円それぞれ計上いたしました。二項・外来収入は、三億二百三十一万円（前年度比二・九％増）を計上しておりますが、一目・国民健康保険診療報酬収入を五千八百万円、二目・社会保険診療報酬収入を二千三百万円、三目・老人保健診療報酬収入を一億五千九百万円、四目・一部負担金を四千四百一万円、五目・その他診療報酬収入を一千八百三十万円で、五目の内訳といたしまして、各種窓口収入四十万円の十二カ月分、生活保護等分三十三万円の十二カ月分、特老診療分三十一万円の十二カ月分及び役場健診、施設健診分等の五百八十二万円計上を行っております。外来につきましては、昨年一月からの整形外科外来及び昨年八月からの血圧循環器科外来で受診者が大きく伸びており、今後は同様な形で推移するものと思われます。

二款・使用料及び手数料、一項・使用料で入院患者の寝具代と医師住宅使用料収入として七十二万円計上、二項・手数料で介護保険診断書料、各種診断料などを百四十万円計上し、二款・使用料及び手数料を二百十二万円（前年度比二一・五％減）といたしております。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金で、例年同様へき地診療所運営費補助金と今年度新規医療機械器具購入事業に係る直営診療所施設整備費補助金分を九百五十四万円計上、二目・一般会計繰入金で離島医師確保補助金一名分百八十万円、辺地債、過疎債及び各種へき地診療所に係る交付税措置分他として二千二百七十万円を計上し、四款・繰入金を三千二百二十四万円（前年度比三三％減）といたしております。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越見込額六百五十万円の計上でございます。

六款・諸収入、一項、一目・預金利子では一千円の計上、二項、一目・雑入、一節・給食収入で、入院患者の付添者等の給食収入七十万円、二節・雑入で、保険外の医療材料など自費分の雑入として百万九千円を計上しております。

七款・町債は廃目でございます。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費でございますが、今年度から従前の「一項・施設管理費」を「一項・総務管理費」と改めました。これは、総務的な部分と医業費的な部分を整理し直して事業の分担を明確にするもので、以降それぞれの款・項で昨年度と比較いたしまして大きな増減が発生することになりますが、これらの要因が主なものとなりますので、ご了承をお願いいたします。

一目・一般管理費、一節・報酬で一万四千円計上は、診療所運営協議会委員七名の報酬二回分でございます。二節から四節までの人件費分は、二名の医師とその他の職員分一億三千百二十九万七千円を計上しております。七節・賃金三百八十万九千円は、看護師、給食、清掃業務の臨時雇賃金。八節・報償費四百二十三万円は、心臓外来、土・日曜当番医の応援に係る医師診療謝礼を計上しております。十一節・需用費は、九百一万二千円の計上で、電子レセプト化等により各種経費が減額になっております。十二節・役務費で、通信運搬費、各種保険料等二百四万四千円を計上しておりますが、検体や酸素ボンベ送料及びＣＴ管球保証保険料は、医業費に組み替えをいたしております。十三節・委託料は、施設の管理・保守点検及び各種業務委託料として一千六百三十二万七千円の計上で、先ほどと同様に医療機器の保守点検委託料は、組み替えをいたしております。十四節・使用料及び賃借料は、各種事務機器のリース料と借上料などの百七十九万五千円計上でございます。ここでも医療機器のリース料は、組み替えをいたしております。十九節・負担金、補助及び交付金は、医師会、各種協議会負担金と心臓、肝臓、泌尿器科、整形外科、血圧循環器科、並びに眼科の専門外来医師招へい負担金、旅費補助及び産休に係る看護師の招聘費用等の七百九十九万三千円計上で、一項・施設管理費を一億七千七百二十八万円といたしました。二項、

一目・研究研修費は百十一万三千円の計上で、これらにより一款・総務費は一億七千八百三十九万三千円（前年度比九・五％減）となります。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費の主なものといたしましては、十二節・役務費で一款・総務費から組み替えのＣＴ管球保証保険料と今年度から包括機械保険料分で二百五十五万五千円計上、十三節・委託料は、先ほどと同じく一款から組み替え分の医療器械の保守点検委託料二百二十六万九千円、十四節・使用料及び賃借料も医療機器のリース料の組み替え分として百七十二万四千円計上いたしました。十八節・備品購入費は、医療機械として心電図監視装置一式の導入が主なものでございます。この装置は、入院患者の心電図を看護詰所で一括監視するもので、従来の装置が老朽化により更新が必要となっております。二目・医薬品衛生材料費では、十一節・需用費で薬品代一億七千七百万円、衛生材料費六百五十万円、検査用試薬代六百万円の計、一億八千九百五十万円を計上、十二節・役務費で組み替え分の各種送料とホルター心電計の解析及び外注検査料として五百二十万円を計上しております。三目・寝具費は四十五万円計上し、一項・医業費を二億六百三万三千円といたしました。二項、一目・給食費では、十一節・需用費で厨房の消耗品費、燃料費、入院患者の給食に係る材料費など五百二十万円を計上し、二款・医業費を二億一千百二十三万三千円（前年度比一・六％減）としております。

三款、一項・公債費では、長期借入償還金の元金一千二百六十八万五千円、利子百二十四万七千円の計上で、一項・公債費の総額は一千三百九十三万二千円（前年度比一五・七％増）でございます。

四款・予備費に百四十四万二千円を計上いたしました。これは、各種の軽微な予算増額変更に対応する主旨であり、二款・医業費の約〇・七％、全体に対しましては〇・四％相当額を予算化したものであります。

以上によりまして、平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出予算の総額を四億五百万円といたしました。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

―　休憩　午後　三時　四十五分　―

―　再開　午後　三時　五十八分　―

議長（近藤一輝）　再開します。

これから、全会計にわたり歳入歳出全般について、ご質疑願います。

小辻議員

三番（小辻隆治郎）　一般会計予算のですね、七頁。

昨年度の予算と比較してみたところですね、それぞれ大体の傾向として減少が多いんですけれども、多少のぶれが見受けられます。

しかし、今年度は予算も減るということで、歳出も大体減るような傾向にあります。その中でですね、金額的に昨年度と比較して大差と言うかですね、大きな差があるのが五款の農林水産業費の、三項の水産業費ですね、一億七千七百万あまりですね、これは昨年度は三億九千四百万あまり、五百万ぐらいだったと思います。

あと、土木費のですね、住宅費。これが昨年度は四千九百三十万ですかね。それがですね、今年度の予算では一億二千七百万弱ですね。大分増えております。一億二千万あまり増えております。なんで減ったのかとちょっと調べましたところ、今、柳漁港が来年度が十七年、そして十八年に柳、それぞれ七千万ぐらいの予算を組み、また組むそうです。そうしてですね、あと野崎漁港の方がですね、これが今年度で終わるらしいです。四千万ぐらいの歳出ですね。これが終わるらしい。そしてその公営住宅の方ですね、来年度十七年度が始まって三ヶ年計画、約総額で五億円ぐらいを予定しとるらしいです。

そこでですよ。漁港計画は一応見渡すところ、柳と今のところ野崎とやっとるみたいです。ところが、野崎についてはもう今年度で終わりと。そして柳についても来年度、そして再来年度で終わりと。そういうことで、予算的にも少し漁港建設に関しては減っていくと…。そして公営住宅については国からの家賃補助があります。それで、これはなんと言うか、起債額を家賃補助金が上回るみたいな形で国から補助金が入るそうです。したがって、公営住宅についてはあまり心配要らないというようなところでしょうかね。

そういうことでですね、公共事業については減る方向にあるし、あまり負担にならないと、そういう予算状況になっております。

そこでですね、町長にちょっとお伺いします。

町長は前ですね、雇用の創出というのを、恐らく公約にも掲げたし、そしてしょっちゅうそれを言っとると思いますけども、漁港とか、今度の始まる公営住宅はまあ公共事業。確かに地元が潤うということは解かるんです。それに関連する建設

会社、そして従業員、その関係で潤うと、活性化すると・・・。それは解かるんですけども、ただそれが終わればですよ、今度はそこに例えば雇用が生まれるかというと、あながちそうじゃない。

そこでですよ、町長にどう雇用の創出についてこの予算書の中でですよ、そういうものを出しているのか。ちょっとそのお考えっちいうかですね、どこそこに雇用の創出について考えているんだというようなところを、ちょっと考えというか、お伺いしたいと思います。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後四時八分―

―再開　午後四時八分―

議長（近藤一輝）　再開します。

町長（山田憲道）　今、予算の中では、雇用拡大とか、いろいろの分については何も入っていないというのはご指摘のとおりでございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

三番（小辻隆治郎）　住宅費、水産業費、これからどんどんやっていかんばいかんことはまずしっかりしたプランを練って、そういうことでやっていってほしいと思います。

以上です。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

六番（松永勇治）　私は、一般会計のですね、総括的なことについてお尋ねをいたします。

平成十七年度のですね、一般会計当初予算の総額二十八億三千三百万円に係るですね、歳出予算の財源内訳を見ますと、国県支出金が三億一千八百七十万六千円、構成比一一・二五％、地方債が九千九百四十万円、三・五一％、基金繰入金三億五千八百万七千円を含むその他の財源がですね、四億四千五百十二万四千円、五・七一％、臨時財政特例債九千二百万円を含む一般財源が十九億六千九百七十七万円、六九・五％。

これに比べましてですね、平成十六年度一般会計当初予算総額三十億二千八百万円に係るですね、歳出予算財源内訳が、国県支出金四億七千七百二十二万五千円、一五・七六％、地方債八千九百万円、二・九四％、基金繰入金三億六千七百五万

二千円を含むその他の財源が四億五千九百十九万九千円、一五・一六％、臨時財政特例債一億二千万円、それに減税補填債二百万円を含む一般財源がですね、二十億二百五十七万六千円、これが六六・一四％でですね。

一般財源が年々下がってきているわけですね。これはもう当然いろいろ地方交付税とか一般財源的な国からの助成金が減少しておりますので、当たり前のことですけどもですね、これからの地方交付税、臨時財政特例債、減税補填債、これ減税補填債はなくなると思いますけれども、そういうふうなものが減少・減額していく中でですね、財源不足を今までは運用基金で補い、歳出を抑えて収支改善に極力努力して予算編成に当られているご苦労に対しましては十分理解できるわけでございますけれども、財源不足を補う運用基金であるですね、減債基金、財政調整基金、振興基金合わせた基金残高はですね、十七年度充当した残りはですね、二億五百八十万円しかございません。

十六年度までのようにですね、取り崩し基金の積み立て戻しは今後期待できないと私は考えております。

それで、一・二年後のですね、基金充当に耐える予算編成は今後不可能となるような状況に追い込まれるのではないかと思いますので、本年度予算の中で新しいメニューですね、即ち、事業及び事務事業は何か。

さっき施政方針にもありましたけれども、私の聞くところではあまり新しいものはないようでございますけれども、それから十七年度予算編成に当ってのですね、視点、重点項目、これ事務事業も含みましてですね、何か。

そして、今後の財政見通しはどう考えているのかをお尋ねします。

それとですね、町の基幹産業ですね、農業、漁業の振興及び商工業振興にですね、寄与する、これはまあ小さい予算ではございますけども、農協女性部、漁協青年部、４Ｈクラブ、小発動連合会、小発動連合青年部、漁協女性部、商工青年部、商工婦人部等の運営補助金がですね、年々削られとるわけですね。

これは私たちとしてはこういう一所懸命ですね、活発な活動をして小値賀町の一次産業、それから商工業を振興させるためにはですね、かえって少しでも増やしてでもですね、活発な運動ができるようにですね、やっぱりしなければならないんじゃないかと・・・。ただ経費を削減する、補助金を削減する、他の補助金につきましてはですね、これは妥当な補助金と、またご協力をいただいて減額していくことは結構でございますけれども、こういうなことについてですね、どういうふうにお考えになっとるのかお尋ねします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　ちょっと順番は飛びますが、漁業関係、農業者関係の補助金の減額ということでございますが、運営の分につきましてはお互いですね、会費なんかも出してもらおうと、そういうことで常々お願いはしているわけです。

ただ、漁業関係で振興するですね、補助金につきましては計画書を出してもらって、それによって補助金は当初じゃございませんが、今後つけるというふうに考えております。

これは農業も漁業も商工会も一緒でございます。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　いや、私がですね、お尋ねするのはですね、事業とかいろいろな補助金のことを言っているわけではないんです。私のお願いしているのはですね、小値賀町がこれからどうやっていくかということにつきましては、農業、漁業、それに商工会の、そういうな人たちがどういうふうなことをしていけばっちゅうようなことで一生懸命その自分の職業と噛み合わせてですね、話し合いをしていくわけです。それを町長に提言に来るでしょうし、陳情にも来るでしょう、その結果にですね、こういうことをしたいんだがと・・・。

そういうふうな運営のですね、お金はまあしれたもんです。予算を見るとですね。それを毎年一〇％カットということでは、この運営が成り立たないんじゃないかと。

そして自分達でお金を少しでも出してやろうちゅうこともありますけども、この不景気の中でですね、なかなかお互いにそういうな一杯飲むとかなんとかという時はなんの出すでしょうけれども、この運営をしていく中ではですね、少しでも町のですね、そうした助成をして活発な活動ができるような体制をとっていただくようにしていただければなというふうな考えで申し上げました。

議長（近藤一輝）　町長

町長（山田憲道）　さっきの件でございますが、一応一割をずっと減らすということではなくて、来年は何もしないとか、いろいろということはないと思うんですが、今の補助金は今回がですね、一番下げ止まりと言うか、この線以上は減らさないつもりでございます。

ただ、各農業・漁業、商工会の方もですね、どういう企画で、新しいことをやりたいということであれば、『計画書』を出してもらえれば今後予算をつけたいということでございます。

議長（近藤一輝）　黒崎議員

十一番（黒崎政美）　一般会計ですけども、この予算を見る限り町財政の将来予測はなされているのかと疑問視しとるわけですよ。町財政の現状、歳入と歳出の構造はどうなってるのか。

だから財政シュミレーションと言いますか、将来の財政収支の予測はされているのかと。こういうことをやらないと、この考えできたら、この予算というのは組めないんじゃないかというふうに思っております。だから町財政の現状ちゅうことでちょっとお伺いします。

町の一般会計、特会、こういうのの起債残高はどのくらいになりますか？町長でもどなたでも結構です。

（一端、着席してから再度立席し、質疑を続ける）

ちょっと時間がかかりますので、私から言ってみたいと思います。

一般会計で四十二億四千六百万、国保等の特別会計で二十五億、隠れ借金、所謂、『債務負担行為』っちゅうのが五億六千万あります。

それで、一般質問やら条例のときの質問の中に、町長は十七年、十八年がきついとこだと、一番ピークだとおっしゃいましたけれども、これは公債費を払うのがピークっちゅうことですよ。十七年・十八年っちゅうのは、もう大体前年度並みの地方交付税は出しましょうと、問題なのは十九年なんです。これはまったく不透明です。私が心配しているのは十九年度に果して予算が組めるのかなと。私は非常に心配しとるわけですよ。

我々は自律していくんだと、全町一丸となって自律していくためには必要最小限の、きついけれども予算を組むべきじゃないかと、もう我々は後戻りできんとですよ。この町が脚光浴びた、上等になった、一番喜ばれるのは町長が脚光浴びるわけです。悪くなれば、町長も我々議会の議員も「おまえ達はなんばしよっとか。」と。ようなれば町長が一番賞賛される。悪くなったら我々議会も言われるわけですよ。

だから、私はそういうことを一生懸命やっていただいて、総務委員会のときには、「なんもせんとがあんたの仕事。」と、そんなことを言いましたけれども、実はここ一・二年は何もできる状況じゃないっち、小値賀町の財政はそういう状況になっているんだと。

それで、この財政運営を健全なものにもっていかないと、長崎県下注目の的ですよ。来年三月は、前は七十九市町村と言

われてましたけど、二十三か二十六にしかならんとですよ。一番小さな町です。今度の予算審議はいつかってマスコミもオファーがあっているような状況なんですよ。だから、もうちょっと慎重に、小値賀町の財政の現状を踏まえて、将来のシュミレーションをやると。今からでも、もう半分経ちましたけど、折り返し点ちゅう、間に合うと思います。

だから、この予算を見る限りはもう大変な状況なんですよ。私が議員になって十年になります。そのときの、平成七年からの基金の取り崩しとか、繰り入れだとかちょっと見てみました。平成十四年には取り崩した額よりも積立額が多いんですよ。で、十五年度から一億九千万、一億三千万と、今度がこの金額でしょ。積立金が恐らくよくて一億五千万ぐらいいくだろうと思うんですったいな。それでも減っていくと。あとの基金の状況はどんなになるのかと。目的基金もあるし、だから私は来年はなんとか予算は組めるだろうと思います。再来年はとても無理な状況になるんじゃないかなあと。だから私はもう少し慎重にこの予算編成に当ってはやっていただきたいなと・・・。

町長の気持ちも十分解かります。しかし、我々は小値賀町民ばかりじゃなくして県下の県民の注目も浴びてるんですよ。「小値賀町はどうなるっちゃろかい。」と。だから今後、そういうことがならないように、ここ一・二年は辛抱していただきたいと。で、十九年、不透明なときがですね、そういうところが見えてくるはずですよ。

私は、合併しないでやっていこうと言うなら、基準財政需要額が二十三億ぐらいだろうと思います。それよりも、それだけでやれっちゅうのはちょっと今の状況では無理だと。それこそ何にもできないような状況になってくる。だから二十五億ぐらいの予算を組んで、ずうっとやっていけば、後は、ここ二・三年国の動向とか、県の動向とかを十分研究してやっていくべきじゃないかなというふうに私は思います。

以上です。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

先ほどのあれですが、十六年度末の基金の残高が十億七千四百万、そして十七年度の取り崩しが三億五千六百万で、あと残りが七億一千八百万ということで、大変厳しいということは承知いたしております。

そういうことで、今回の今年の分につきましても、十七年度につきましても、極力削減したつもりではございますが、まだまだ削減が足らないというご指摘もありますし、まだ国・県の方針がはっきりしてない今ではですね、なかなかどういう

ふうにするんだということは言えませんが、徐々に判ってくると思っております。
そういうことで、今後とも議員の皆様に迷惑をかけないようにいろいろ今後とも相談しながらしたいと思っております。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後　四時　三十二分―
―再開　午後　四時　五十分―

議長（近藤一輝）　再開します。

町長（山田憲道）　お答えいたします。

先ほどの、松永議員さんの答弁もれがありましたので。

何が一番メインであるかということでございますが、一応、町営住宅を是非建設したいと思っております。

それから、もう一点につきましては、歳入の財源が減少している中で、財源がございませんので、今後は普通建設費等の削減によって今後対応していきたいと考えております。

議長（近藤一輝）　おはかりします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長します。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

しばらく休憩します。

―休憩　午後　四時　五十一分―
―再開　午後　四時　五十二分―

議長（近藤一輝）　再開します。

十一番（黒崎政美）　どうも長々と失礼しました。

私が言いたいのは、係る財政状況の中で借金をしてまで新規事業をやらなければならないのかと。そこのところを強調し

たいがためにいろいろと質問したわけです。
　どうもすみませんでした。
議長（近藤一輝）　町　　長
町長（山田憲道）　黒崎議員さんのご意見はごもっともだと思っております。
　大変厳しい中にやるということは、なかなか皆様にもご理解をいただけない点もあるかと思いますが、新規事業でございます町営住宅につきましては、老朽化ということもありますし、早急に実施をしていきたいと思っております。
　それから、極力歳出につきましては、今後努力してみたいと考えております。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。　　立石議員
十番（立石隆教）　本年の当初予算全体を見渡して義務的経費、経常経費って言いますか、これの割合と、投資的経費の割合というのは、どういうふうになっているかということをお伺いします。
議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後　四時　五十六分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午後　五時　四分―

総務課長（大黒泰三）　立石議員の質問に対してお答えします。　　総務課長
　義務的経費、ここで言う人件費、扶助費、公債費につきましては、歳出総額に対して五三・二％、投資的経費が九・三％でございます。
　以上です。
議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。　　立石議員
十番（立石隆教）　一般会計の七十五頁でありますけれども、農林水産業費の中の二目・水産業振興費ですが、私は小値賀においての水産業振興費っていうのが常日頃低いなあと、少ないなあということをいつも思ってたんですが、今年の予算はこれ尚且つ去年から比べて一千万も低い額で計上されております。
　漁港費や、それから水産業施設費等にお金がかかるというのは当然解かりますけれども、本来、漁民の方々に直接影響が

あるというものは水産振興費の中でどのようなソフトを考えて、どのような工夫をしてですね、ここにお金を使うかということではないかと日頃思っておりました。で、その意味ではですね、これが減額と言うか、昨年からするとかなり低いというのは何もそのようなアイディアなり施策なりということが考えつかなかったのだろうかと・・・。或いはそれがですね、組めないような理由っていうものがおありであるとすれば、例えば頭の中に町長がそういうものを考えたのに、なかなかそれが上手くいかないので予算計上するまでに至らなかったというものがありましたらお伺いをしておきたいと思います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

今、県の方で言われております漁船のリースとか、新規事業なんかがですね、今の段階ではちょっとまだ判らないということで、今後、六月・七月ぐらいになるとはっきりするでしょうから、それによってまた漁協とですね、相談しながら予算を組みたいというふうに思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

立 石 議 員

十番（立石隆教）　八十六頁でありますけれども、一般会計の方です。

土木費、住宅費、二目・住宅建設費の公営住宅の建設の件でお伺いをいたします。

なかなか今住んでいる所が非常に危ない状況になっているということで、これはいたし方ないのかも知れませんが、これを新規、きれいに新しく新築をいたしますと、今入っている人たちの家賃がですね、結構上がるのではないかという心配もあるんですけども、その辺のところは大体上がるのはいろんな所得に応じていろいろ違うということは承知してますけれども、大雑把に言ってどれぐらい上がるっていうふうに覚悟しておかなければいけないのかということをお伺いします。

議長（近藤一輝）　建 設 課 長

建設課長（中村敏章）　お答えします。

所得区分は勿論のことですね、建て替え住宅に住んでいた家賃も関わってきます。それで家賃の構成ですけど、新家賃をですね、そのまま適用するんではなくて段階補正というものがございます。それで段階補正でですね、段々上がっていくわけなんですけど、住宅がですね、消化しますですね。それで消化するのと上がるのとで大体五年後程度が一番ピークの金額になろうかと思います。ピークでですね、約五割増しぐらいです。ですから年間に一割程度が家賃が上昇する分でございま

す。この家賃上昇とですね、あと下水道を完備しますので、下水道使用料が発生します。これに関してはですね、現在予定されております川久保住宅、それと南川住宅、この入居者の人に集まっていただいて、一応説明会は開いております。

それと、移転の件ですけど、現在の住宅を壊してから建てるんじゃなくて、別の場所に建設しまして、それで建設完了後に移っていただいて、その後に現在の家屋は解体するというふうにやっていきたいと思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

二番（土川重佳）　私は、ちょっと人件（費）の方で一言申し上げたいと思います。

土川議員

私は交通対策委員のときに、宇久島のちょっと庁舎に行ったんですよ。そのとき、宇久島の職員さんが掃除ばしよっとば私は初めて見ました。そして、「いつからしよっとか？」、「前からしよる。」っちいうことをちょこっと聞いて帰りました。

そして、我が町も十七年度一般会計予算がこうして計上されておられます。その中を見て、またちょこっとその庁舎清掃費とか組まれております。これから町長は班体制ということで、自分のことはもうみんなで仕分けをしてやろうという考えの元であろうかと私は思っております。

そういう中で、少しずつ自律に向けたそういうこの庁舎の中からも自分たちでやろうという姿勢っちいうとかね、やっぱりそういうとが見える小値賀町の行政であるのが私は普通と思っておりますので、今後、町長さんがそういうとこから少しどう考えているか、ちょっとお願いします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

十五年度から二人だったのを半日づつですね、雇っております。

それで、役場の職員に関しましては、自分の机とか周辺の部分は自分たちでやっているわけです。

ただ、土曜・日曜の時に床のですね、いろいろの磨きとかなんとかはですね、臨時の方にやってもらってるということで、努力はしてると思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　ほかにないようですから、おはかりします。

議案第二五号から議案第三二号までは、この際、議長を除く十一人の委員で構成する『予算特別委員会』を設置し、これに付託して、なお期間は小値賀町議会会議規則第四十六条第一項の規定により、三月十日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第二五号から議案第三二号については、議長を除く十一人の委員で構成する『予算特別委員会』を設置し、これに付託して三月十日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後五時十四分―

―再開　午後五時十九分―

議長（近藤一輝）　再開します。

おはかりします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定により、黒崎政美議員、立石隆教議員、横山弘蔵議員、伊藤忠之議員、岩坪義光議員、松永勇治議員、末永一朗議員、浦　英明議員、小辻隆治郎議員、土川重佳議員、加山雅徳議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

予算特別委員会の委員長及び副委員長は、小値賀町議会委員会条例第八条第二項の規定及び第九条の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

―休憩　午後五時二十分―

―再開　午後五時二十分―

議長（近藤一輝）　再開します。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので報告します。

委員長に松永勇治議員、副委員長に加山雅徳議員、

以上のとおりであります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日三月十日は、休会とします。

明後日三月十一日は、午後一時三十分より開議します。

―午後　五時二十一分　散会―